

# 自治研 7 かながわ

7

1977  
Vol.-2

新神奈川計画  
基本構想特集号



神奈川県地方自治研究センター

代表理事に

清水嘉治・新田俊三・横山桂次の三氏

(関東学院大)

(東洋大)

(中央大)

## 7月20日第1回理事会開かる

7月20日午後3時から、Y M C A横浜会館で第1回理事会が開かれました。6月4日の当自治研センター設立総会のあと、参議院選挙が間にはあったため、この日まで延びていたものです。

まず総会後の経過の報告として①会員の加入状況(個人会員368名)、②関係資料の収集状況、③自治体職員意識調査、④「自治研かながわ月報」の発行、などについて事務局より報告があり、質疑のあとこれが承認されました。

つづいて協議事項にはいり、まず代表理事の互選をし、関東学院大学経済学部長の清水嘉治教授、東洋大学経済学部の新田俊三教授、そして中央大学法学部の横山桂次教授の3氏の就任が決まりました。さらに顧問団、研究講師団については総会議案書で予定した各氏に依頼することをきままし

た。また企画委員については代表理事3氏のほか自治体関係者から3名、労働団体から3名を選任することとし、事務局に一任されました。

このあと研究テーマの設定についてフリー討議をし、「国の政策予算が自治体におよぼす影響」「県・市民参加と行政の対応」「税財政のしくみと住民の立場からみた白書づくり」などの意見が出されました。そして当面の問題として「新神奈川計画と自治を考える」研究会を開き、立案過程から基本計画、実施計画までの内容について、「自治と連帯」の立場にたった研究をすすめることになりました。

また出された意見については企画委員会で具体的に内容をにつめていくこととなりました。

### 特集・新神奈川計画基本構想

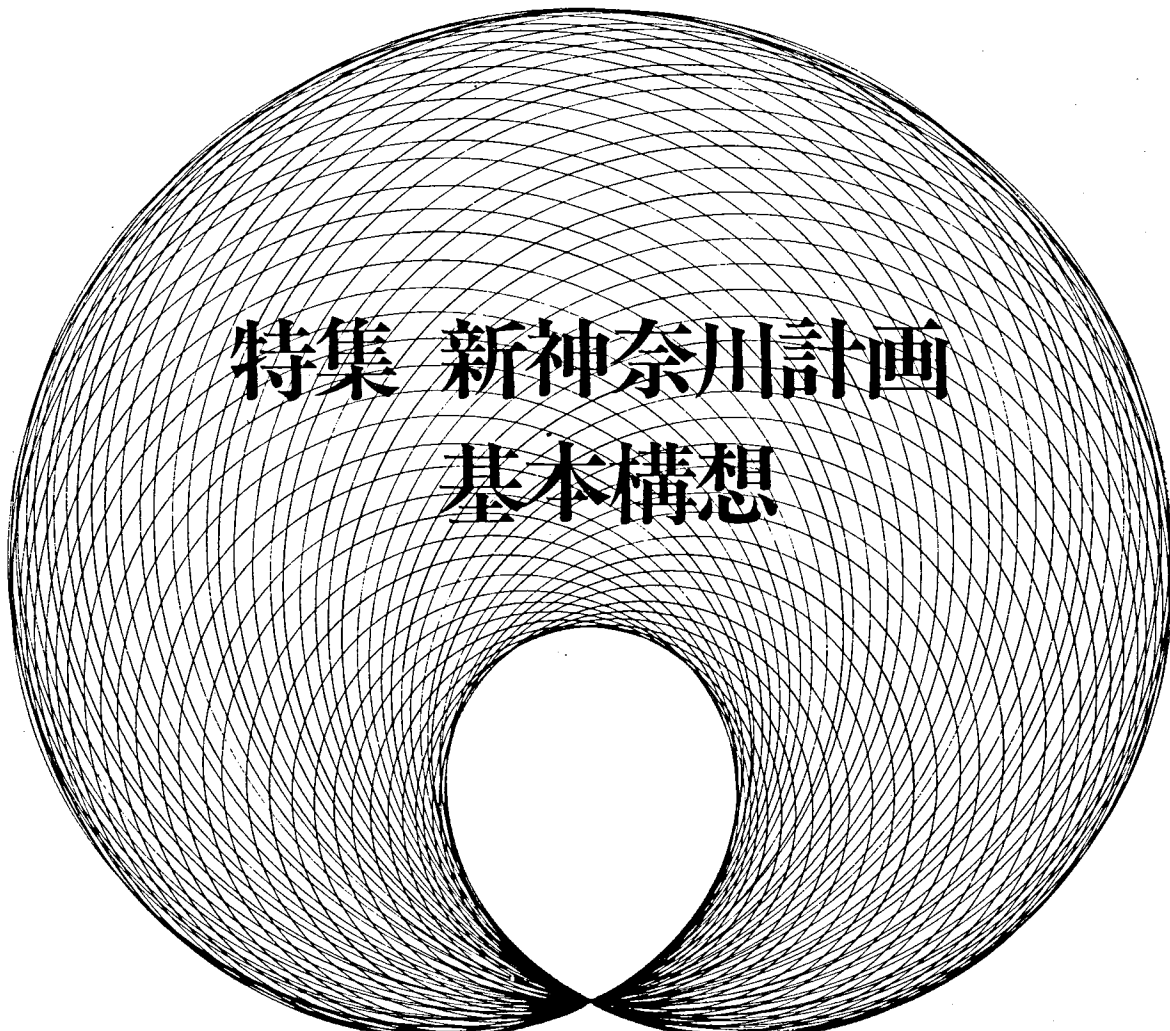
新神奈川計画基本構想について	3
新神奈川計画(仮称)基本構想(素案)	4
序説 新神奈川計画のめざすもの	4
第1章 みんなで神奈川を考えよう	5
—神奈川の過去・現在・未来—	
第2章 神奈川の未来を創造するために	7
—21世紀を展望するあすの神奈川—	
Ⅰ 心がふれあい生きがいに満ちた 神奈川を創造しよう	7
Ⅱ 未来を創造するための基礎条件	7
Ⅲ 自治と分権へのシステム転換	9
第3章 あすの神奈川をめざす基本方向	11
Ⅰ 生きがいに満ちた県民生活をめざして	11
Ⅱ 環境の保全と創造をめざして	18
Ⅲ 生活と調和した産業をめざして	19
新神奈川計画に県民皆さんの英知を	22
神奈川県知事 長洲 一二	
新神奈川計画策定の今後の予定	22
神奈川システム・ダイナミックス	24
—シンボリック・モデルによる 神奈川の21世紀像—	

# 自治研<sup>かながわ</sup> 麻

もくじ CONTENTS

7 1977 新神奈川計画  
Vol.-2 基本構想特集号





# 特集 新神奈川計画 基本構想

## 新神奈川計画基本構想について

いま、県では神奈川の未来を創造する新しい総合計画「新神奈川計画（仮称）」の策定作業をすすめています。この新神奈川計画は、基本構想と基本計画、実施計画の三つから構成されます。計画の基本となる基本構想は、そのあらましを、すでに「県のたより」六月号で紹介しましたが、このたび、基本構想（素案）の全文をここに県民の皆さんに発表し、あすの神奈川を築く道しるべとして県民の皆さんとつくりあげていきたいと考えています。

基本構想をつらぬく基調は、県民生活を重視した新しい郷土づくりをめざしたものです。第一章「みんなで神奈川を考えよう」では、神奈川の過去・現在・未来を展望し、第二章「神奈川の未来を創造するために」では、そのための基礎条件である人口・土地利用・水資源・エネルギー・自然環境についてのきびしい制約を述べ、また、中央集権型のシステムから自治と分権へのシステム転換のあり方を述べています。第三章「あすの神奈川をめざす基本方向」では、生きがいに満ちた県民生活、環境の保全と創造、生活と調和した産業について、課題と方向を提起しています。

新神奈川計画は、二十一世紀を展望するあすの神奈川を県民の皆さんといっしょに創造していくための計画です。ぜひ、計画づくりに参加して下さい。

# 新神奈川計画(仮称)基本構想(素案)

## 序説 新神奈川計画のめざすもの

### 一 社会計画としての

#### 新神奈川計画

神奈川県では、昭和二十九年の第一次総合開発計画から昭和四十八年の新総合計画に至るまで、五回にわたり総合計画を策定し、実施してきた。これらの計画は、それぞれの時代の背景のなかで策定され、情勢の推移に応じて改定されてきたものである。

新総合計画は、計画策定直後において客観情勢の変化、特に石油危機を契機とする日本経済の急激な転換が生じ、加えて高度成長時代の社会的なひずみが一挙に顕在化するとともに、県民の価値観やニーズも大きく変化してきているなかで、全面的な見直しと改定を迫られている。

今日、われわれが直面している生活上の障害を解決し、資源、エネルギー、環境のきびしい制約条件を踏まえ、高度成長以後における新しい時代への転換を根底から推し進めていくためには、二十一

世紀を展望する新しい発想に立つて県民生活と県行政のあり方を探究していくことが不可欠である。このような課題への

取り組みには、一定の行政目標に向かって政策体系を組み立て、その実現を目的とする従来の行政計画だけで対応していくことは困難であり、計画のあり方自体についても改めていく必要が生じている。

新しい計画は、県民と県とが現状の認識と課題を共有し合い、神奈川のあり方全体についてともに考え、相互に回答するなかからその進むべき方向を見定め、協働していくための計画でなければならぬ。そして、行政の政策体系と県民のニーズ実現への意欲と行動を結びつけ、県民と県との相互協働関係を築いていくことが何よりも重要である。

こうした観点に立つて、自治と連帯のための社会計画として「新神奈川計画」を策定しようとするものである。この計画は、行政の課題だけでなく、県民の課題をも含め、経済、社会、文化

にわたる広い視野から、神奈川の当面する課題を明らかにし、さまざまな制約要因のなかでいかなる未来を選択すべきかを考えていこうとするものである。

また、この計画は、施設の整備を中心とする物の計画にとどまらず、これを生かす人とサービスに重点を置いた計画をめざすものである。施設をつくることが最終の目標ではなく、その施設を通じて県民にすぐれたサービスが提供され、また、その施設を利用して県民生活が向上し、あるいは県民の積極的な活動が展開される必要がある。

新神奈川計画は県民参加を基盤として策定するものであり、計画の策定は県民自身による参加と市町村の参加によって進める。この応答を通して新神奈川計画は県民の共有する計画となり、県政は県民との共同作品となる。

### 二 計画の組み立て

新神奈川計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造とする。そして、この三層構造は統一的展望のもとに相互に整合する有機的な関係を持つものである。

(基本構想) 神奈川の現状と課題を明

らかにし、二十一世紀を展望する新しい神奈川を創造するための基本方向を求めていこうとするものである。

(基本計画) 基本構想に基づき、県の政策を中心とした基本方策とその重点を明らかにする。

(実施計画) 基本計画に基づき、県の主要施策の具体的な実行計画を明らかにする。そして、計画実施の過程において新たに生じた情勢の変化に対応して見直しを行い、現実と計画との整合をはかる。

### 三 国・市町村計画との関係

国及び自治体の計画は、国民、県民あるいは市町村民の生活の向上を目的として、それぞれの段階における将来構想と政策体系を定める機能を有している。したがって、これらの計画は相互に密接な関連を持つものであり、それぞれの施策が有機的に展開されない限り、住民生活の全体的、総合的な向上を望むことは困難である。

従来、国の計画は上位計画で、自治体計画はこれに従属するものとみなされる傾向があった。しかし、国の政策が具体的に実施されるのは、住民の生活が営まれる自治体の場であり、その意味において、自治体計画を前提にしてはじめて国の政策は実効性を持つことができる。自治体計画は、住民自治によって地域の特性を生かしつつ自立的に策定されるものであり、国の計画は、自治体の自主

性を尊重し、自治体計画の実現を支援するとともに、国の責任に属する事項を明確にすることを指向すべきである。

したがって、県は国に対してこの計画を実現するための支援を求めるとともに、市町村の計画の自主性を十分尊重し、緊密な連携のもとに一体的な行政が推進されるようにつとめる。

## 第一章

# みんなで神奈川を考えよう

## — 神奈川の過去・現在・未来 —

### 一 神奈川とはどのような県か

明治維新とともに国際社会の舞台に登場したわが国は、欧米先進諸国に追いつくことを目標に、一世紀余にわたって急速な近代化、工業化を推し進めてきた。特に昭和三十年代以降の日本経済は、世界的にも驚異といえる高度成長を遂げ、わが国は世界の経済大国の一つに数えられるに至った。

近代日本百年の歩みのなかで、神奈川は常に先駆的役割を果たし、重要な位置を占めてきた。それゆえにまた、激しい社会変動の光と影が色濃く映しだされてきた。

開国により横浜に貿易港が開かれ、神奈川は、欧米文化を吸収する窓口として文明開化の先駆けとなり、また、日本の立国の基礎である商業貿易の拠点として



の地位を築きあげてきた。

さらに、明治末期から大正にかけて、川崎、鶴見地区の開発と東京湾沿岸部の埋め立てにより、大規模工場があいついで進出し、ここに日本の工業の心臓部ともいえるべき京浜工業地帯が誕生した。そして、関東大震災、幾度かの戦争など、多くの試練を経ながら、工業県としての地位を一層確固たるものにしてきた。

第二次大戦後、壊滅的な打撃のなかから戦争への反省と平和への願いをこめて復興へのたしかな歩みが始まり、京浜工業地帯は再びよみがえり、国際貿易活動もまた開始された。

日本経済の高度成長とともに、京浜工業地帯は埋め立てにより膨張の一途をたどり、さらに工場立地は横浜、川崎の内陸部はもとより、湘南、県央地域へと拡大した。産業は集積の利益を求めて大都市

圏に集中し、これに伴う人口集中が急激に進んだが、なかでも中枢管理機能の集中度が高い首都圏では、この傾向が顕著であった。

神奈川では、首都東京のベッドタウン化の影響も加わって、昭和三十年に二百八十六万人であった人口が、昭和五十年までの二十年間に三百四十二万人増加して二・二倍となり、しかもそのうち六十一パーセントは県外からの転入による社会増によって占められている。

高度成長の過程における人口と産業の大規模な集積は、公害、自然破壊、危険物の集積、住宅難、生活関連施設の不足、交通混雑など生活をとりまく環境の悪化をもたらしした。特に、生活関連施設整備の著しい立ち遅れは、人口急増に施設整備が追いつけず、また、産業基盤整備に投資の重点が置かれたことにも起因している。

さらに、工業化と都市化の進行は、農村から土地と労働力を吸収し、農業の生産基盤の大幅な縮小をまねいた。そして、都市といわず、農村といわず、地域社会が崩壊して地域の特色や、人びとの連帯感が薄れ、地域社会に対する新・旧住民の意識のずれや住民相互あるいは地域間の利害の対立などの矛盾が目立つようになってきた。

また、高度経済成長のもとで、経済的効率を何よりも優先させた産業活動は、高度の分業化、管理社会化によって労働における人間疎外の問題を生み出している。

さらに、今後、世界的に不足が予測される資源・エネルギーの制約や食糧問題は、海外依存度がきわめて高いわが国に、そしてまた神奈川に新しい対応を迫りつつある。

今日、神奈川が抱えている諸問題の多くは、首都圏共通の問題であり、さらには日本全体の問題でもある。わが国が高度成長により実現した経済的繁栄とそれによってもたらされた矛盾は、神奈川の光と影となって集約的にあらわれており、その意味において、神奈川は日本の縮図であるといえよう。また、高度工業文明を短期間に達成したわが国の発展に先導的役割を果たしてきた神奈川には、先進工業社会が解決を求められている諸問題が凝縮した形であらわれている。

明治以来、幾多の困難と時代の転換に対応して今日までの発展を築いてきた神奈川には、常に未来を切りひらいていく創造的なエネルギーとすぐれた知識、技術の蓄積がある。

また、長い歴史に培われた伝統的文化があり、変化に富む美しい自然と活力に満ちた都市がある。

この神奈川の持つ多くの蓄積と創造力は、神奈川が直面する問題解決への大きな可能性を秘めている。

## 二 神奈川は二のままでは

### どうなるか

神奈川が現状のまま推移した場合、われわれの生活の未来像はどうなるであ

ろうか。高度化、複雑化した現代社会の将来予測には、相互に関連しながら動いているさまざまなシステムを全体としてとらえ、分析することが必要である。そのため、一つの有効な科学的手法として、神奈川システム・ダイナミックス(神奈川シンボリック・モデル)の開発を試みた。

このシンボリック・モデルは、人口、土地・自然環境、交通、公害、産業、公共施設、財政の各分野を一つのシステムとしてとらえ、社会の仕組みや人びとの生活様式が変わらず、また、科学技術、産業活動、土地利用などについても今日の状況で推移した場合における神奈川の未来社会をコンピュータを用いて予測したものである。

その結果は、二十一世紀の神奈川が危機的状況になることをわれわれに警告している。

(一) 人口は、自然増を中心に今後もふえ続け、二千年には約九百万人に達する。また、二千年近くには住宅用地の制約、居住環境の悪化などにより、県外への流出人口が増加し、総人口は二千年には人口構造の高齢化が進行し、二千年には六十五歳以上の高齢人口がパーセントをこえ、現在の約三倍となる。

(二) 居住環境は悪化の一途をたどる。窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )は、積極的な対策を講じない限り、現在の二倍程度に増加し、環境汚染が進行する。廃棄物、

生活排水量の増大は、環境への影響だけでなく、公共施設整備に大きな負担を与える。

また、市街化区域内の山林、農地などの宅地化が進行し、緑の量を示す緑被度は、二千年には半減する。

(三) 道路交通は、人口増加、自動車保有台数の増加などに伴って交通量が増大し、継続的な道路投資が行われたとしても混雑度は緩和されず、二千年には現在の一・三倍から一・四倍程度に悪化する。

鉄道の混雑度は、複線化などによっていくつたんは好転するが、再び悪化していく。

(四) 農地、山林、水などの資源は危機的な状況を呈する。

人口増加に伴って住宅用地は現在の約一・四倍に拡大し、その影響により、市街化区域内の農地は激減し、都市農業は衰退する。そして、野菜の自給率も四十三パーセントから二十パーセントに低下する。

また、市街化区域内の山林についても、開発不能地を除きほとんど壊滅する。水資源の不足はきわめて深刻であり、三保ダムが完成しても、二千年には必要量の七十パーセントあまりが確保されるに過ぎない。

(五) 産業の動向は、国の経済政策、環境、土地、水資源などの制約によって大きな影響を受けるが、二千年における工業生産額は、現在の三倍以上に達する

見込みである。第三次産業は就業者、生産所得とも第二次産業を大きく上回り、第三次産業主導型の産業構造への転換が進むものと予測される。

(六) 県・市町村財政の歳入は着実な伸びを示すが、その伸び率はこれまでに比べて大きく鈍化する。そして、現在の財政制度のもとでは膨大な財源不足に見舞われ、学校、公園、下水道、道路などの公共投資について政策の選択的、重点の実施が避けられないものと予測される。また、歳入を確保するため、起債への依存率が高まり、これが結果的に歳出にはね返って、公債費比率が二千年には二十パーセント近くになる。

(七) 横浜、川崎市とそれ以外の市町村の地域についてその特色をみると、横浜、川崎を除く市町村が一層都市的傾向を強め、二十一世紀初頭には両者の人口は伯仲して行くことが予測される。

農業の衰退は大都市地域からその他の地域へと波及し、その反面、これらの地域では第二次・第三次産業の就業者及び工業生産額の伸びが著しい。

以上の分析結果は、われわれが神奈川を考慮するための科学的資料としての役割を果たすものであり、われわれは、こうした道を歩もうとしているわけではなく、また、このような未来像が残されていないというでもない。

このモデルは、人口増加の抑制、高齢化社会への対応、生活様式や産業活動のあり方の見直し、さらに土地、水資源、

環境、交通などに対する公共政策など、われわれに多くの課題を投げかけ、その歩むべき進路の選択を迫っているといえる。

### 三 神奈川はこれからどう生きるか

国民総生産(GNP)を尺度とする経済成長を何よりも優先させ、物質的豊かさを追いつめた高度成長の時代は、石油危機を契機として明らかに幕をおろした。それは高度成長の終わりというだけでなく、現代工業文明における一つの時代の終えんと新しい時代の始まりを告げるものである。

経済成長は雇用を維持し、生活水準の向上をはかるために重要である。しかしながら、本来、手段として位置づけられるべき経済成長が目的化し、社会、文化など人間生活の他の分野との調和を無視して急速に進められてきたところに、都市問題、環境問題、人間疎外などの問題が生じている。

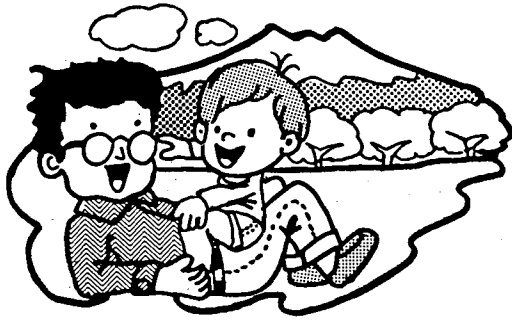
われわれは、高度成長による物質的な豊かさが直ちに生活の向上につながらないことを、日常生活を通じて実感として感じとってきた。金で買えるものがふえ、金では買えないものが失われてしまった。失ったもの、それは緑や青空に代表される外部の自然だけでなく、人間内部の自然、すなわち、心の豊かさや連帯感まで喪失しつつある。

われわれは、いま、本当の豊かさとは何かを問い始めている。現在われわれが

直面している諸問題は、生活の量的拡大を追い求め、その質的側面を軽視してきたわれわれの生活のあり方そのものが生み出した問題でもある。

これらの問題を解決し、将来における危機的状況を克服していくためには、これまでの経済成長優先の社会を支配してきた価値観とそれによって組み立てられてきた社会システムを根底から問い直し、人間尊重、福祉優先の価値観に基づいたシステムに転換していくことが大きな課題となる。

このような転換を押し進め、あすの神奈川を創造していくためには、新しい時代における新しい生活のあり方を県民一人ひとりが考え、合意への道を見いだし、



その実現に向かってともに行動すること  
が大きな原動力となる。

その道程は決して平坦ではないが、  
神奈川は、時代の転換にあたって、これ  
からも先駆者としての役割を果たさう

## 第二章 神奈川の未来を創造するために

### ―二十一世紀を展望するあすの神奈川―

#### Ⅰ心がふれあい生きがい

#### 満ちた神奈川を創造しよう

われわれの社会は長い間、「義務と忍耐」の社会であった。戦後ようやく「権利と要求」の時代に入り、民主主義の基礎ともいべき権利と要求が社会のなかに根づいてきた。

そして、いまや、自己の権利と要求に目覚めた個人が他人の権利をも尊重しつつ相互に連携して行動する社会、すなわち、「自治と連帯」による市民社会の形成が大きな課題であり、そのためのたしかな足どりがすでに始まっている。

自治と連帯の社会づくりには、人間の生命の尊重がすべてに優先され、基本的人権と基本的福祉が保障された差別と偏見のない社会の実現が基礎となる。

そして、県民が主権者として政治に参加し、また、まちづくりや福祉、文化な

エネルギーと能力を十分備えている。

県民のエネルギーと能力を結集してこの歴史的な課題に取り組み、明るい未来の創造に参加することにより、「神奈川」はわれわれの誇りのことばとなる。

どのさまざまな活動に主体的に参加することによって、地域に根ざした自治と連帯の社会が築かれる。

このように地域をともに築いていこうとする意思と行動によって結ばれた新しい地域社会、すなわちコミュニティの形成こそ、あすの神奈川を創造する基盤となる。この地域社会における連帯の輪を、地域相互の、都市と農村との連帯へと広げ、新しいふるさと神奈川を創造しよう。

●命と健康が守られ、仕事のなかに生きがいがあり、しかも日々を真剣に働く人びとの努力が公正に報われる神奈川にしよう。

●福祉を優先する心がまちづくりにも、人びとの生き方にもしみとおり、福祉の心のもしびが明るく温かく照らしている神奈川にしよう。

●生活のなかに自主性と創造性が生か

され、それぞれの地域に伝統的な文化や特色を生かした独自の文化が息づく神奈川にしよう。

●命と心を守り育てる自然を大切にするとともに、住みよく暮らしやすい生活環境をつくり、子や孫に誇りをもつて引き継げる神奈川にしよう。

●世界に向かって開かれた窓として、県民による経済、文化、そして人間同士の交流を進め、国際友好と平和を深める役割を担う神奈川にしよう。

ふるさと神奈川の創造は、県民全体の協働によってはじめて可能である。なかでも婦人の果たす役割はきわめて大きく、多方面にわたる活動を通じて、婦人の豊かな能力が生かされることが必要である。

#### Ⅱ未来を創造するための

#### 基礎条件

科学技術の急速な進歩は、物質的に豊かな社会を実現したが、その背後では人口の増大、食糧危機、環境破壊、資源の枯渇などの暗い要因が世界的に問題となりつつある。

食糧、資源、エネルギーの海外依存度が高いわが国においては、将来、世界的に予想される食糧の供給不足を踏まえ、その自給率の向上をはかるとともに、資源、エネルギーの制約に対処する方策を積極的に進めていくことが今日強く求められている。

特に、工業化、都市化の著しく進んだ神奈川においては、未来を制約する諸要因をどのように克服していくかが重要な課題である。

そのためには、未来を創造する基礎条件である人口、土地利用、水資源、エネルギー、自然環境について、きびしい制約を認識し、県民の英知をもってこれに対処する方向を見出し、いかなければならない。

## 一 人口

神奈川県は、昭和五十一年に人口が六百五十万人をこえ、人口密度が全国平均の約九倍という高密度社会である。

高度経済成長の時期における都市への人口集中は、特に首都圏に位置する神奈川において急激に進行し、社会増を主因とする人口増加が続いたが、昭和四十七年を境に自然増が社会増を上回ってきた。

いままでの人口集積が若年層を中心に進行し、平均年齢が若い人口構造からみて、今後も自然増を中心とした相当の人口増加が見込まれる。人口の著しい増加が進めば、これに伴って都市化が一層進展し、生活環境の悪化、土地、水資源の不足など県民生活に対する重大な障害が累積することが予測される。このため、県民の良好な生活環境を守り向上させていく観点に立つて人口の社会増加は基本的に抑制する方向がとられなければならない。人口増加は、住民の居住地の選択、産業活動の規模などによって大きく影響さ

れるが、土地利用、水利用、産業立地などの公共的施策を総合的に運用することによって、可能な限り人口増加を抑制する。

## 二 土地利用

神奈川の県土面積は、二千三百九十平方キロメートルであり、国土全体のわずか〇・六パーセントを占めるに過ぎない。

この狭い県土が工業化と都市化の波に洗われ、これに伴う土地需要の増大は、農地、森林などの大幅な減少をもたらすとともに地価の著しい上昇、さらに投機的な土地取引をまねくに至った。その結果、適正な土地利用が妨げられ、生活環境悪化の要因ともなっている。

県土は、県民のための限られた貴重な資源であり、かつ、県民の諸活動が展開される共通の基盤である。県土の利用については、その有限性に対する深い認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、住みよく暮らしやすい生活環境を確保することを基本として、総合的、かつ、計画的に行わなければならない。

そして、今日、重要な課題である環境保全を積極的に進めるためには、これまでのような後追いの処置ではなく、まず、土地利用の面において、貴重な自然と生命の安全を守ることの重大性を認識し、自然保護と災害防止に対する十分な配慮をしなければならない。さらに、土地利用に当たっては、農地、

森林、宅地を問わず、すべての用途について有効利用をはかるとともに、用途相互間の利用目的の転換については慎重に対処する必要がある。農地、森林から宅地への転換は比較的容易であるが、その逆はほとんど不可能であり、また、環境の面から許容の限界があることを認識すべきである。

特に、超過密県である本県にとって土地利用の大きな制約条件になっている基地については、全面返還を要請するとともに、住民の意向を踏まえた地元自治体の利用計画を尊重するよう国に対して強く要請する。

## 三 水資源

本県の水需要は、人口の急増、産業の発展及び生活水準の向上が主因となつて急速な増加を続けてきたが、長期的には生活用水を中心に今後ともなお増大することが予測される。将来における水需給のひつ迫は県民生活に深刻な影響を与えることが予想され、水資源確保に対する真剣な取り組みを迫っている。

本県では水資源を主としてダムにより確保してきているが、ダム建設には巨額の投資と十年以上わたる年月を要し、しかも水没地域住民の深い理解と協力によって実現できるものである。また、本県が水源として依存している相模川、酒匂川あるいは地下水などには限界があり、資源的にも経済的にも水資源を確保していくことは困難になっている。

このように水資源は、高価な代償を支払ってつくり出されるものであり、かつ、有限で代替性のない貴重な資源であることを認識し、県民共通の財産として責任をもって活用していかなければならない。こうした新しい資源観に立つて、長期的展望に基づき水利用を進めることが基本である。新しい水源の開発はきわめて重要であるが、あわせて資源量に見合った水の合理的、効率的な活用が不可欠である。

そのため、工業用水の循環利用、下水処理水の再利用、送配水管の漏水防止など、水の有効利用を積極的に進めるとともに、水利用の節減をはかることが強く要請される。

さらに、将来における生活用水を確保するためには、水資源開発に対する国の行政的・財政的責任の明確化、開発地域住民に対する生活再建施策の充実、あわせて水道事業施設整備などについて、国の政策の根本的な転換を求めていかなければならない。

## 四 エネルギー

わが国は、消費エネルギーの約四分の三を海外からの輸入石油に依存しており、近い将来に予測される石油供給の危機を前にして、これに対処する具体的方策の確立が今日緊急の課題となっている。

将来における安定的な社会生活を維持するためにも省エネルギー化の推進は不可欠であり、公共輸送機関の優先、住宅



の断熱構造の普及、断熱の二次的活用など、あらゆる分野においてエネルギーの利用効率を高めていく必要がある。さらに基本的には、現在のエネルギー多消費型の産業構造を省エネルギー時代に対応した産業構造へ転換していくことが迫られている。

省エネルギーは、エネルギー供給の制約からだけでなく、エネルギーの大量消費による環境への影響の面からもきわめて重要である。

また、石油依存からの転換を進めるためには、エネルギー源の多様化をはかるとともに、代替エネルギーの研究開発が積極的に推進されなければならない。特にエネルギー資源の乏しいわが国においては、自由利用でき、しかもきれいなエネルギーである太陽エネルギーの実用化について研究開発を推進する必要がある。

代替エネルギーとしての原子力発電については、現在県内に具体的計画はなく、恐らく将来においてもその可能性は少ない。万一、そのような議論が生じてくる場合にも、安全性及び環境に対する影響について、県は県民の意見を踏まえて慎重に対処する。

エネルギーについては、広域的対処を必要とする問題であり、長期的視野に立つた国の政策の確立が急務であるが、われわれもまた、エネルギーの制約を冷厳な現実として受けとめ、エネルギーの節約を基調とした生活様式を築いていく努力をしなければならぬ。

## 五 自然環境

人間は、自然の生態系の一部として、自然を利用しつつ、自然との共存のなかで生きる存在である。

科学技術文明の発達は、自然を利用するだけでなく、自然をつくりかえ、有限な自然の資源を大量に消費して生産を拡大し続け、物質的に豊かな社会をつくりだすことに成功した。しかしながら、その過程において自然環境の汚染と破壊が進行し、人間の生命や健康がおびやかされ、災害発生の原因が増大するなど、さまざまな問題が引き起こされている。そして現代のわれわれが生活し、次代の人びとに引き継ぐべき生存の基盤そのものが危機に直面している。

このような人間をとりまく環境の激しい変化は、人間の諸活動が自然のシステムの限界を無視して独走したため、自然の循環体系の秩序が崩れてきたことに起因している。もともと自然の循環を活用する産業であったはずの農業までが、化学肥料や農薬にたより過ぎたため、自然の持つ機能を破壊し始めており、環境汚染の問題を生じさせている。

自然は有限であり、かつ、いったん失われた自然の回復はほとんど不可能であるか、あるいは回復に長い時間と膨大な費用を必要とする。また、自然の生態系の一部に起きたささいな変化も生態系全体に大きな影響を及ぼすことを深く認識しなければならぬ。

われわれが、あすを健康で安全に生き続けていくためには、これまでの産業活動や生活のあり方そのものを反省し、人間と自然との共存を基調として、自然のシステムとの調和をはかつていくことが必要である。

自然環境を県民共通の財産としてこれを守り創造していくことは、現代に生きるわれわれの責務であり、子や孫に誇れるふるさと神奈川を築いていく、いしずえである。

## Ⅲ 自治と分権への

### システム転換

明治以来百年、欧米先進諸国に追いつくための近代化、工業化が国民的課題とされ、そのために、政治、経済、社会、文化の機能が極度に中央に集中する中央集権的な社会システムがつくられ、維持されてきた。このようなシステムは、産業の発展、経済成長のような統一された目標を追求していくためにはそれなりに合理的、効率的であった。

しかしながら、高度成長のひずみが顕在化するにつれて、これまでの中央集権的な社会システムは限界に達し、転換を余儀なくされている。経済の量的拡大よりは生活の質的充実が強く求められている今日、各地域が、それぞれ個性のある発展を遂げながら、しかも経済、社会、文化などのあらゆる面において均衡のと

れた生活を保障するような仕組みがつけられなければならない。そのためには、地方優先の考え方に立って、中央の機能をできる限り地方に分散する分権的なシステムに転換していく必要がある。

地域における多様な住民の要請にこたえ、これを住民とともに実現する現場は地方自治体であり、地方自治の確立こそ地方分権の大きな目標の一つである。そのためには、国、県、市町村の役割分担の再編成が必要であり、住民と行政の関係についても自治の主体者としての住民参加のシステムが拡充されなければならない。また、このような地方自治の新しいあり方は必然的に自治体内部におけるシステム転換、すなわち県民を基点とした県政の自己革新を前提とする。

### 一 役割分担

あすの神奈川を創造するためには、行政と県民が相互に応答するなかから、それぞれ役割分担を明らかにし、行政と県民、企業、各種の団体が相互の協働関係をつくりあげていくことが必要である。行政がその責任を積極的に果たしていくためにも協働関係は不可欠であり、たとえば、設備や制度を用意するのが行政の福祉であるとするれば、これを生き生きと機能させるのは県民の福祉の心である。また、住民生活に関連する行政の機能については、国と地方との間で事務の分担区分がしだいに不明確になってきているので、住民の視点から機能分担を整理

し直し、それぞれの責任を明確化する必要がある。

これまでの中央集権的な仕組みは、国と地方における行財政の配分の矛盾を生じ、地方自治体が実施する事務でありながら権限が国にあるもの、事務や権限の配分に財源措置が伴っていないものなどさまざまな矛盾を生み出している。住民の生活を中心にすえた地方自治を確立するためには、国と地方を通ずる行政事務全般について見直し、国が国民全体に共通に保障する最低限の生活基準に関するものと地方が地域の実態や住民のニーズに即して実施する事業との区分を明確にする必要がある。これに伴い、国と地方自治体との権限と財源の配分を根本的に改善し、機関委任事務の移管、許認可権の委譲、自主財源の強化など、地方自治体の事業の実情に応じた適正な権限と財源の配分を行うべきである。

県と市町村との関係については、住民に最も密着した基礎的自治体である市町村の自治を尊重するとともに、その行政が円滑に機能できるよう広域的、専門的立場から支援する。そして、重複行政などについてそれぞれの機能分担を可能な限り見直し、協調行政によって、県民の立場に立った総合的な施策の実現につとめる。

## 二 県民参加

自治体としての県は、県民生活を守り向上させるとりてとして、重大な責務を

担っている。県民と県との協働によりあすの神奈川を築いていくためには、県政を県民とともに考え、ともに推進する共同作品とすることが何よりも必要である。そのためには、議会制民主主義の基本をしっかりと踏まえ、県議会の意味と活動を尊重しつつ、県民の県政への参加の道が広く開かれなければならない。

今日、都市問題、環境問題の激化、価値観の多様化などにより県民の行政に対するニーズは多様化し、複雑化しつつある。これらのニーズのひとつは生活のなかから生まれ出る切実なものであり、行政の施策の出発点となるものである。しかしながら、県民のニーズのなかには、県民相互に、あるいは地域相互に利害が対立し、矛盾するものも少なくない。また、県があらゆる努力を傾注するとしても、限られた財政の枠のなかでは、県民のニーズのすべてを充足することは困難であり、事業の重点の実施によって行政効果を高めていくことが不可欠である。

県民の意見や要望を調整し、その優先順位を選択するとともに、これを整合性ある政策体系に組み立て、実現していくためには、県民相互の、そして県民と県との応答を通じて合意への道が見い出されなければならない。

このため、多様な方法を活用して県政への参加の機会を拡充し、県民のニーズや意向を県政のなかに生かしていくようにつとめる。

また、県民自身による参加とあわせて、県民に最も密着した立場にある市町村の県政への参加を積極的に進め、市町村との一層緊密な連絡協調体制を確立する。さらに、現状認識と課題を共有し、県民参加を有効なものとするため、県政に関する平明で的確な情報を提供し、そのうえで、県民の判断と選択を求め、その意見を吸収する情報機能を充実する。こうした県民と県とのひらかれた関係をつくりあげ、県民参加を基盤として、県民による県民のための県政を実現する。

## 三 県政の新しい方向

県政を県民との共同作品とするためには、まず、県民の立場に立つて行政自らがこれまでの慣習、手法、意識などを大胆に見直し、新しい時代に対応したシステムに改めていくことが必要である。

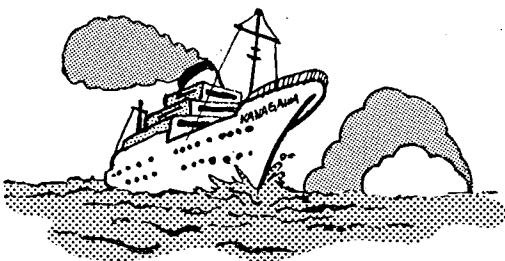
県政が県民の要請にこたえるため、職員一人ひとりが、その専門的能力を高め、現実への鋭い問題認識に立つて行政に創意と工夫をこらすとともに、自治体職員としての意識を強め、相互に協力して行政を推進する。

行政の運営にあたっては、従来の縦割り行政の弊害を改善し、関係部局の横の調整と連携を強化して行政効率を高めるとともに、科学性を導入して、総合的、計画的な行政を進める。行政機構についても、行政需要の変化に即応し、県民に密着した行政運営をはかるため、不断に組織機能についての検討を行い、必

要な改善を行う。

また、高度成長期における豊かな経済に支えられた行財政の構造を、高度成長後の新しい状況のなかで、長期的、構造的な観点から見直し、行財政制度全般にわたる抜本的な改革を関係自治体との連携のもとに強く要請するとともに、自らもまた行財政運営のあり方を点検し、新しい時代に対応したシステムへの転換をはかっていかなければならない。

さらに、県民生活に重大な影響を持つ環境問題、交通問題、災害対策などについては、市町村との連携による対処はもとより、その根本的な解決のためには県をこえる広域的な対処がぜひとも必要であり、関係自治体との緊密な協調体制を確立し、対策を推進する。



## 第二章

# あすの神奈川をめざす基本方向

## I 生きがいにあふれた

### 県民生活をめざして

#### 一 充実した暮らしの実現

#### (一) まちづくり

都市への人口と産業の急激な集積は、既成市街地の過密化と周辺部への無秩序な市街地の膨張を促進した。

このように工業化と都市化に押し流された形で市街地の形成が進んだため、計画的な土地利用を行うための規制と誘導が後追いのとなり、また、産業活動のための基盤整備に重点が置かれてきたことにも起因して、生活環境の整備が大きく立ち遅れてきた。その結果、住工混在、生活関連施設の不足、交通混雑などが深刻化し、県民の生活環境は著しく悪化している。

さらに、住宅事情は、一応量的には充足されてきたが、狭小過密住宅、老朽住宅などの解消や今後の世帯数の増加に伴う新規需要への対応が大きな課題となっている。

無秩序な宅地開発による自然の破壊は、水害やがけ崩れの誘因となっており、また、市街地における木造住宅の密集や石

まちは、われわれが住み、働き、憩うなどの生活を営む場である。

われわれがめざすまちは、子供、老人、障害者をもとより、そこで生活するすべての住民にとって住みよい安心して暮らせるまちであり、個性あるまちなみや人びとの心のふれあいがあるまちである。

このようなまちづくりは、県民の生活環境を守り、向上させることを基本とし、地域的な特性に応じて生活圏の整備を進めるものでなければならない。そして、県民一人ひとりがわれらのまちという意識のもとに、まちづくりの担い手として参加することにより、住みよい安心して暮らせるまちを創造することができる。

第一は、地域の特性を重視した生活圏の整備である。

大都市地域においては、良好な生活空間を確保するため土地利用、建築物などに対する規制と指導を強化するとともに、過密市街地の都市再開発を推進する必要がある。また、その他の都市地域においては、大都市地域の延長としてではなく、地域の特性を生かしつつ住民生活に不可欠な都市施設の充実をはかる。農山漁村地域においては、生活環境の整備に重点をおき、地域的格差の解消につとめるとともに、地域の産業のあり方とも対応した一体的な地域整備を進めることが何よりも重要である。

第二は、まちづくりの基礎的条件とし

## 方向

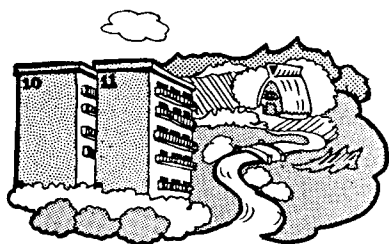
ての生活関連施設の整備である。

生活道路、上・下水道、公園、教育・文化施設、医療・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設など、日常生活に欠くことのできない生活関連施設は、住民の日常生活圏を配慮して優先的に整備していかなければならない。この場合、サービス施設については、地域における住民のコミュニティ活動の拠点としての役割を重視すべきである。日常生活圏で充足することが困難な高度のサービスを提供する施設や大規模な施設については、日常生活圏内の施設との有機的な連携を考慮して広域的な整備を進め、全体的に機能させることが重要である。

第三は、住宅の整備である。今日、住宅の規模、設備などの質的な面における改善や居住環境の整備を求める県民の要望が高まっている。住宅の整備はこのような県民の住宅需要に対応して、世帯数の増加動向をも踏まえ、公的住宅、民間住宅それぞれの住宅供給の役割分担に基づいて、居住環境の整備と一体的に進める必要がある。

また、国に対して、地価や建築費の上昇に対する抑制、融資制度の拡充など、積極的かつ総合的な住宅政策を推進するよう強く要請する。

第四は、交通施設の整備と交通安全の確保である。交通機関の混雑を解消し、利便性を高めるためには、地域の実態に応じて、公共輸送機関相互の連続性を重視した交通輸送体系の整備がせびとも必



要である。そのため、バス、国鉄、私鉄等の連絡による輸送力の強化をはかるとともに、バス輸送の円滑な運行を確保するための交通施策を充実する。

道路交通については、歩行者や自転車のための道路空間の確保をはじめ、生活に直結した道路を優先的に整備する必要がある。また、市街地における大型車や通過交通の混入を防ぎ、生活の安全と、都市機能の向上をはかるため、交通規制と並行して都市内交通と通過交通を分離する道路体系が整備されなければならない。

さらに、人間優先の理念に基づく多角的な交通規制や交通安全施設の整備拡充など、総合的な施策を推進し、安全で快適な道路環境の確保につとめる。交通事故の防止には、県民の日常的な努力が何よりも重要である。

今後、車社会がこのまま進展した場合、交通事故、道路混雑、環境汚染などが一層深刻化し、県民生活に大きな影響を与えるおそれがあり、県民一人ひとりが車社会のあり方について真剣に考えていく必要がある。

第五は、県民の生命と財産を災害や犯罪から守ることである。

火災、地震などの災害から県民生活を守るため、長期的な対策として、都市の再開発、防火地域の指定などによる都市構造の不燃化、耐震化を進めるとともに、都市における石油、高圧ガスなどの危険物施設の安全性を確保する災害防止対策

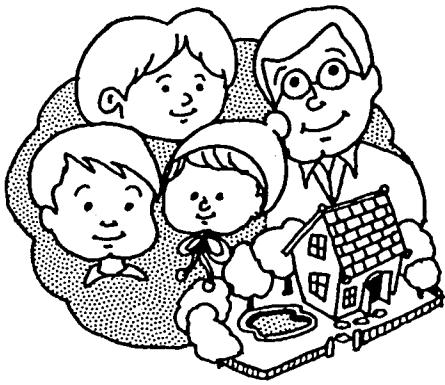
を積極的に推進する。

また、がけ崩れ、水害などの自然災害を未然に防止するため、地形、地質及び河川に対する影響を考慮した土地利用が行われなければならない。

このような施策とあわせて、県民の生命と財産を守る緊急的な対策として、避難場所、避難路の機能を有する公園、道路などの公共空間の整備を促進する。

特に、地震災害は広域的、複合的な被害が予想されるので、まず、県民一人ひとりが自ら守る意識を身につけておくことが基本であり、行政においては、災害発生に備える応急体制を整えておかなければならない。

また、地域における人びとのふれあいと連帯感を高めることによって、明るく豊かな社会環境をつくり、犯罪を未然に防止するなど、防犯活動を推進し、生活の安全を確保することが要請される。



## (二) 社会福祉

### 課題

人口の都市集中、人口構造の高齢化、核家族化の進行、高齢者世帯の増加などの激しい社会変動のなかにあつて社会福祉への需要はますます増大し、かつ、複雑化、高度化しつつある。

これまでの福祉は、行政の福祉施策を中心に展開されてきたが、福祉を必要とする人びとにとつて、それだけでは必ずしも十分ではなく、地域社会の支えによつて自立した生活を営めるようにすることが、真の福祉への道ではないかとの認識が高まってきている。

わが国の社会保障は、国民の福祉向上の要求に支えられて逐次充実されてきたが、なお、先進諸国に比較して低い水準にある。特に公的年金制度については、国民皆年金にみられるように、制度的には一応整えられてきたが、内容的には多くの問題が残され、高齢化社会の到来を前にして、年金制度間の格差是正や費用負担と給付のあり方について抜本的な解決が求められている。

高齢や心身の障害などにより、自立して生活することが困難な人びと、いわゆる福祉対象者に対する社会福祉サービスは、年々充実されてきたが、なお質・量ともに不足している。これまでの福祉サービスは、国や県、市町村、民間社会福祉事業団体などの相互の連携が必ずしも十分でなく、福祉対象者のニーズに、適

切にこたえていたとはいえない面があつた。また、福祉の充実には、地域社会の人びとの協力が不可欠であるが、生活の基盤としてのコミュニティが十分に形成されていないため、地域福祉サービスの展開が困難となつてきている。

さらに、地域福祉活動の拠点としての各種施設や収容処遇が必要な人びとに対する社会福祉施設、特に老人や心身障害者を対象とする施設の不足が著しい。

### 方向

われわれは、生活上の障害によつて個人や家族の努力だけでは社会的に自立することが困難な人びとに対して、その生活機能の阻害の態様に即して適時、適切な援助をし、また、そうした事態を未然に防止できるような社会を築いていかなければならない。

このような考え方を基本として、いきとどいた福祉を実現するためには、所得保障の充実をはかるとともに、幅広い社会福祉サービスを展開する必要がある。

第一は、所得保障の充実である。すべての国民が人間としての尊厳を認められ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するうえで基礎となるものが所得保障である。厚生年金、国民年金などの年金制度については、高齢化社会の進行に対処するためにも、当面の課題として経過年金や福祉年金の改善を含め、給付水準を引き上げるとともに、年金制度間における不均衡を是正するため、適正

な費用負担と公平な給付を前提として、  
公的年金の一本化をめざした年金制度の  
改革を推進していく必要がある。

また、公的扶助、公的給付についても、  
年金制度の充実を基軸とした制度の改善  
が必要である。

これらの所得保障制度については、国  
の積極的な施策の展開によって、その改  
善、充実がはかられるべきである。

第二は、地域福祉サービスの展開であ  
る。社会福祉サービスは、福祉対象者が  
住みなれた地域社会のなかで、可能な限  
り自立して生活が営めるように行われる  
ことが基本である。地域における福祉サ  
ービスは、行政の幅広い施策と住民の連  
帯の意識に支えられた自主的な活動が有  
機的に結合することによって、その内容  
を一層充実することができる。そのため  
には、行政の施策が福祉対象者のニーズ  
に的確にこたえる弾力性に富んだもので  
なければならぬと同時に、行政の施策  
に呼応して、福祉を自ら守り高めるため  
の県民の自発的な福祉活動への参加が強  
く求められている。このような活動が生  
き生きと展開される場がコミュニティ  
であり、そこでの福祉活動に重要な役割  
を担うのがボランティアである。ボラン  
ティア活動を、一部の熱心な人びとの手  
にゆだねるだけでなく、活動の輪を広く  
県民のなかへと広げ、これらのエネルギー

ーが行政を中心とする地域福祉サービ  
スと有機的に結合して厚い福祉網を形づく  
り、コミュニティ・ケアを実現するこ  
とが期待される。

第三は、施設を通じての福祉サービ  
スの展開である。保育、訓練などの通所施  
設や福祉センターなどの利用施設の機能  
を一層充実し、対象者のニーズに  
利用できる体制を整備する必要がある。

また、福祉対象者を収容処遇する福祉施  
設については、今後ともその増設が必要  
であるが、特に重い障害を負った人び  
とを対象とする施設、治療や訓練の效果  
を高めるための施設を、重点的に整備す  
る必要がある。

これらの施設整備にあたっては、特に  
コミュニティにおける位置づけを明確  
にし、施設の内外における福祉サービ  
スの拠点とすることが前提とならなければ  
ならない。そして、施設と地域とが一体と  
なって、効果的で体系的なサービス・シ  
ステムをつくることが重要である。

第四は、社会福祉の推進体制の確立で  
ある。今日の社会福祉サービスは、経済  
的給付や介護的サービスにとどまらず、  
福祉対象者を全人的にとらえ、相談、判  
定、指導、訓練、治療、教育などにつ  
いて一貫した総合的な対応が求められて  
いる。このようなニーズにこたえていくた  
めには、専門性を重視した福祉行政の体  
制を整備するとともに、幅広い県民のエ



ネルギーが結集され、民間社会福祉事業  
団体などの積極的な活動の展開が何より

も重要である。

また、福祉教育は、県民の社会福祉に  
対する認識と理解を深め、連帯の輪を広  
げていくための基礎である。したがって、  
福祉の啓発活動を幅広く展開し、また、生  
涯教育の場を通じて社会福祉を学ぶため  
の機会を整備する必要がある。

さらに、県民が福祉活動に参加し、あ  
るいはニーズに適合した福祉サービ  
スを受けることができるようにするために、  
県民が福祉についての的確な情報をは握  
できる体制づくりを進めなければならぬ  
い。

### (三) 保健衛生

#### 課題

近年、生活水準の向上、さらには公衆  
衛生活動の進展、医学・医療技術の進歩  
により、県民の健康水準は著しく改善さ  
れてきた。しかしその反面では、急激な  
人口増加、人口構造の高齢化などに伴っ  
て保健衛生に対する需要は一層増大し、  
また、生活様式や環境の激しい変化は県  
民の健康に直接的、間接的影響を与える  
新たな問題を生み出している。

そして、成人病、精神疾患、難病の増  
加など疾病構造の変化や保健水準におけ  
る地域差の問題などによって、保健医療  
体制の新しい展開が求められている。

また、医療費保障については、逐次拡  
充整備されてきたが、各種の医療保険制  
度相互間における負担と給付の不均衡や

保険外負担の問題が、なお残されている。

さらに、食品、医薬品などの安全性の  
問題と公害などの生活環境に由来する健  
康障害が生じている。

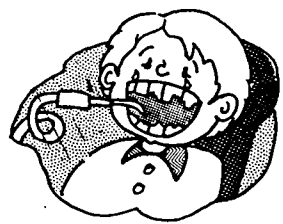
このように県民の保健衛生に対する需  
要は増大し、かつ、多様化、高度化しつ  
つあるが、これにこたえる体制は必ずし  
も十分でなく、今後、これらの健康問題  
にいかに取り組み、解決していくかが重  
要な課題となっている。

#### 方向

生命の尊重は、何ものにも増して優先  
されるべきであり、健康こそ生きがい  
に満ちた県民生活を実現するための基本的  
条件である。

県民が生涯を通じて健康な生活を送る  
ためには、健康の保持増進から疾病の予  
防、治療、リハビリテーションまで、さ  
らに安全で快適な生活環境の確保を含む  
総合保健の体制を確立することがきわめ  
て重要である。

そして、このような保健衛生のあり方  
を基底として、県民、行政、保健関係機



関・団体が一体となって、地域の実情に応じた地域保健計画を策定し、住民を中心にすえた地域保健活動を推進する必要がある。その際、保健水準の立ち遅れている地域については、その向上に重点がおかれなければならない。

第一は、健康の保持増進である。まず、県民一人ひとりが健康は自ら守りつくっていくという意識を持って、栄養、運動、休養などの調和のとれた生活を実践することが望まれる。

それには、健康生活を実現するために必要な意識の高揚、知識の修得、体力づくりなどについて健康教育の積極的な展開が不可欠であり、県・市町村はもとより、学校、事業所、地域住民組織及び保健医療機関・団体が相互に緊密な連携のもとに、その機会と場を拡大していくことが必要である。そして、保健所機能や市町村の保健活動の充実強化をはかることによつて、これを専門的立場から支援することが重要である。

第二は、疾病の予防である。乳幼児期から老年期までの各時期に応じた健康相談、検診制度を体系的に充実し、医療との連携による早期発見、早期治療により、生涯にわたつて県民を病気の発生と進行から守る予防システムの確立が必要である。これは、健康上の障害により福祉対象者となることを未然に防止するうえにおい



ても、きわめて重要な役割を担うものである。

第三は、県民医療の充実である。県民が身近に必要な医療を安心して受けられるようにするため、人口規模、医療サービスの利用のしやすさ、さらに医療を質的、量的に充足できる地域の広がりなどを考慮して、地域住民の健康状態に適合する地域医療体制を確立する必要がある。

このため、身近な家庭医を中心とする初期医療、専門医療、高度・特殊医療などを段階的に整備し、医療機関相互がそれぞれの機能を分担しつつ有機的な連携を図るとともに、医療需要などを十分考慮した公的医療機関の配置が必要である。

特に休日、夜間などの救急医療については、地域医療の一環として位置づけ、地域の実情に合った救急医療体制の整備が急務である。さらに、有病老人、慢性疾患などの健康障害者の保健医療については、地域医療と福祉サービスとの連携による地域の総合施策の展開がきわめて重要である。

また、地域医療体制を充実するには、長期的展望に立って医師、看護婦など保健医療従事者の確保につとめる必要がある。

第四は、医療費保障制度の改善である。医療保険制度相互間の格差の是正と保険外負担の軽減をはかるとともに、さらに包括医療に対応した保険制度に改善するよう国に対して要請する。

第五は、安全で快適な生活環境の確保である。健康な生活には、心身の健康に

とどまらず、良好な環境条件を保持することが不可欠である。特に、食品、医薬品などの安全性を確保することはもとより、県民の住居、あるいは利用する施設など生活をとりまく衛生的な環境を維持向上させていくことがきわめて重要である。

第六は、保健衛生に関する調査、研究開発の促進である。健康な生活の実現に科学技術の果たす役割はきわめて大きい。健康に対する阻害要因を科学的に解明し、保健医療科学の成果を県民のために活用することをめざして、試験研究機関、医療機関、大学、専門団体の協力を得て、相互の密接な連携のもとに調査、研究開発の推進をはかる。



## (四) 労働福祉

### 課題

高度経済成長期を通じて、わが国の産業は雇用需要を持続的に拡大し、ほぼ完全雇用を達成した。しかし、高齢者や心身障害者の雇用機会には依然として不利な

状況におかれ、婦人の雇用環境にも目立った改善はみられなかった。高度成長から減速成長への経済基調の変化に伴い、労働力需給は緩和の傾向にある。このような背景のなかで、人口の集積が著しい神奈川県では、今後、長期にわたり労働力人口が増大し、しかも労働力の高齢化、高学歴化が進行して、雇用問題はきびしい対応に迫られる。

賃金などの労働条件や福祉施設制度については、着実な向上の跡がみられるが、企業規模による格差が存在するなど、なお改善すべき面を多く残している。

さらに、技術革新や合理化による高度の分業化、職場や企業における管理社会の傾向が進むなかで、労働者の疎外感が深まり、生きがいや働きがいに対する欲求が強まりつつある。

また、技術の進歩、情報化の進展などによる産業社会の変化や労働者の自己啓発意欲の高まりに伴い、職業的、社会的生活を営むうえで課題に対応した教育訓練の機会と内容の拡充が求められている。

### 方向

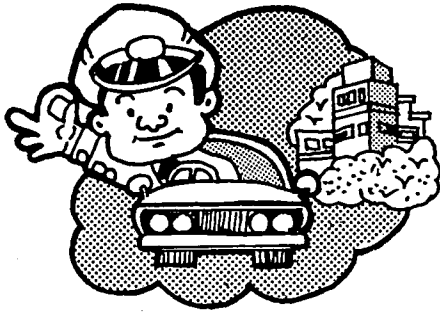
労働福祉は、将来にわたつて完全雇用を維持し、経済生活の向上をはかるとともに、自己の能力と創造性が十分発揮できる労働環境を整え、労働者の生きがいを充実していくことにある。

これを実現していくためには、これまでの産業社会の制度、慣行を見直すこと

もに、すべての職場に自主対等の労使関係を確立し、社会的視野に立って労使が積極的に取り組むことが不可欠である。また、行政においても労働政策と産業政策との連携を一段と強め、施策を充実していかなければならない。

第一は、働く意思と能力を持つすべての県民に対する雇用の場の確保である。そのためには、増加する労働力に見合った雇用需要を維持できる安定した経済成長が基礎となるが、単に全体として労働力需給の量的均衡をはかるだけでなく、労働力の需要構造を現実の供給構造に適應するものへと改善していかなければならない。

特に高齢者の就業を困難にしている雇用制度や慣行を改め、労働力の高齢化に対応した雇用の場を確保するとともに、社会連帯の責務として心身障害者の雇用を促進し、その社会的自立を援助していくことが必要である。



さらに、婦人の能力が正当に評価される雇用環境を形成していくため、職種や職域の拡大をはかり、男女別の意識に根ざした職場の待遇や慣行を改革していくことが重要である。

また、高学歴化の進展に伴い、労働者の適性に応じた職種の拡大、職務内容の充実など就業環境を整えとともに、学歴偏重の意識を改めていく必要がある。

経済変動の際における失業の防止、労働者の生活保障や再就職の促進などについては、雇用保険制度を積極的に運用するとともに、より一層充実した制度に改めていくことが必要である。

第二は、労働者の努力が公正に報われる生活条件の向上である。職場における安全衛生設備が最優先で整備され、実効性ある最低賃金制の確立をはじめ労働時間などの労働条件の改善をはからなければならない。

福祉施設・制度は、労働者のニーズに対応して充実していく必要があるが、この場合、可能な限り企業規模や地域間の格差が生じないようにするため、労使の改善努力にあわせて、行政も支援を充実していかなければならない。中小企業が単独で整えることが困難な福祉施設については、適切な負担のもとに地域共同の施設として設置、運営することが検討され、また、企業内施設が地域社会に広く開放されることが望まれる。

第三は、労働者の生きがいを高める労働環境の質的充実である。これまでの経

済効率の面からのみ考えられてきた労働のあり方を見直し、労働者の能力と創造性が生かされ、自主性が尊重される職場づくりを進めていくことが必要である。さらに、職場や企業活動の意思決定の分野においても、労使相互の理解と合意のもとに、労働者が参加できる道が開かれなければならないであろう。

第四は、労働者の職業能力と教養を高め、労働生活を豊かにする教育訓練の充実である。これからの教育訓練は、生涯学習の一環として位置づけ、労働生活の全期間を通じ、自己啓発意欲にこたえることを基本として展開されなければならない。そのため、専門知識や技術、技能の習得はもとより、さらに幅広い人間形成のための学習の機会を確保し、充実していく必要がある。

## (五) 消費生活

### 課題

技術革新による高度工業社会は、商品の大量生産を可能にし、消費者の所得水準の向上とあいまって大量消費の時代を出現させた。

こうした過程を通じて、消費生活が生産に左右されるという現象が生じ、消費者の地位は事業者に対してますます低下しつつある。消費者は、高度化、複雑化する商品・サービスについて十分な知識と判断力を持って選択することが困難になっており、ほとんど事業者の一方的な



宣伝や広告などの情報に依存せざるを得ない状況にある。そのうえ、欠陥商品によって消費者の生命と健康がおびやかされ、安全性に問題のある商品・サービスに対する不安が高まっている。また、不当表示や誇大広告をはじめ、ヤミ価格協定などの不公正な取引によって消費者の利益が損なわれるなど、さまざまな消費者問題が発生している。さらに物価の上昇は、日常生活に大きな支障を与え、物価の安定は、県民生活にとって重要な課題となっている。

また、絶え間なく新製品が登場するなかであって、生産が需要をもつくり出すといった状況が生じ、消費者は、受動的で画一化した消費生活を余儀なくされている傾向にある。

### 方向

消費者の安全と利益を守り、事業者に対する消費者の対等な地位を確立するためには、消費者の権利が基本的に確保されなければならない。

そのためには、まず、事業者が商品の生産や販売について消費者の求める方向に姿勢を転換し、社会的な要請に対応した事業活動を行うことである。さらに、消費者の権利を擁護し、県民生活の安定と向上をはかることは、行政に課せられた重大な責務であり、消費者の自主的な運動と一体となって積極的な施策を展開

する必要がある。

一方、消費者自らも、生産に支配される消費生活でなく、新しい生活の創造をめざして、主体的な消費生活を築いていくことが期待される。

第一は、商品・サービスの安全性の確保である。欠陥商品などによる被害から消費者を守るためには、監視体制の強化と検査機能の充実をはかるとともに、商品・サービスの安全基準、表示制度を拡充する法律制度を整備することが必要である。

もとより、事業者が品質管理の徹底によつて安全な商品・サービスを提供すべき社会的責任は大きい。消費者被害の救済については、「売り手注意の原則」に基づいて事業者責任が明確化され、被害を受けた消費者が事業者に対し責任の履行を迅速確実に求めることができる制度が確立されなければならない。

第二は、消費者に対する情報提供の充実である。消費者が商品・サービスの内容や機能について十分に理解し、合理的な選択ができるような情報が提供されなければならない。事業者から消費者の必要とする正しく分りやすい情報が提供されることはもとより、行政においても、商品の安全性など消費者に役立つ情報提供を一層充実する必要がある。



第三は、消費者の苦情や意見に対する積極的な対応である。事業者は、苦情の適切な処理体制の整備を一層進めるとともに、消費者の苦情や意見を事業活動に反映していくことが要請される。また、

行政としても消費者の被害や苦情については積極的に取り組み、消費者の立場に立ってその解決につとめる。

第四は、消費者による自主的な消費者運動の展開である。個々の消費者の権利への自覚を基盤とする地域に根ざした消費者運動を積極的に展開し、行政への参加や企業活動への意見の反映を通じて、社会的な対抗力としての役割を高めていくことが望まれる。

第五は、物価対策である。物価の安定をはかるためには、生産性の向上、自由かつ公正な競争の確保、財政・金融政策の適切な運用を総合的に推進することが最も重要である。物価問題は国の政策に待つべき要素がきわめて大きく、独占禁止法の改正、監視体制の強化を国に対して要請する。また、県内産の生鮮食料品などが安定的に提供されるよう流通機構の改善、整備につとめる。

第六は、主体性のある消費生活の創造である。消費生活を充実していくためには、消費者も自らの生活を見直し、主体性ある生活観に基づいて個性を生かした消費生活を築いていくことが期待される。また、資源・環境の制約が大きな課題となつている今日、これに対応した企業活動が求められることはもとより、消費者

においても資源、エネルギーの消費節減につとめるとともに、環境問題を考慮した消費行動が望まれる。



## 二 豊かな心の創造

### (一) 教育

#### 課題

人間が、常に学びながら成長していく存在である限り、教育はいつの時代においても人間にとって欠くことのできないものである。

高度の工業化を達成したわれわれの社会は、他方において人間と社会にかかわるさまざまな難問を抱えている。これらの諸問題を克服し、明るい未来を築いていくために、人間のすぐれた英知と創造力が求められており、この意味からも、今日、教育はきわめて重要な役割を担うものといわなければならない。

わが国では、明治以後、学校教育制度の確立に力を注ぎ、その普及にはめざま

しいものがあつた。特に戦後は、高度経済成長に伴う所得水準の向上や高学歴志向を背景に、本県では高等学校進学率は九十パーセントをこえ、大学進学率も四十パーセントをこえるに至っている。このような教育の普及は、子どもの成長、発達や国民全体の教育・文化水準の向上という点で、大きな役割を果たしているが、反面、次のような深刻な問題を引き起こしている。

学歴を過度に重視する傾向が学歴偏重の風潮を生じ、学校も生徒も入試競争の影響を強く受け、学校はしだいにその個性を失い、人間形成の場としての機能を十分果たし得ない傾向を生じている。

また、高等学校教育以降の進学者の増大に伴つて、現行の教育システムは多様化した生徒の適性、ニーズに十分対応し得ず、学校に適応できない生徒の疎外、脱落、離反現象を生じている。

さらに、かつて子どもの成長や教育に望ましい影響を与えていた家庭や地域社会は、都市化、核家族化が進行するなかで、しだいにその教育的機能を喪失し、学校万能主義に拍車をかけていることも今日の教育に内在する大きな問題の一つであろう。

このような問題を解決するには、子どものすこやかな成長、発達を保障し、そのニーズに正しく対応するための教育の個性化や新しい教育システムと教育方法の開発が必要であるとともに、学校、家庭、地域社会の均衡のとれた教育機能の



回復と再建がぜひとも必要である。

さらに、教育の機会均等を保障し、適切な教育を行うためには、その施設設備の整備が十分はかられていることを必要とする。都市化の著しい本県では、児童生徒の急増に伴う教育施設の整備拡充は、小学校、中学校、高等学校を通じ重要な課題となっているが、特に高等学校の新増設は、県民の強い要望にこたえるべき緊急な課題である一方、その本県財政に与える影響は、きわめて深刻なものとなっている。

また、今日、自由時間の増加と所得水準の向上を背景に、人間としての生きがいや追求し、あるいは新しい知識や技術を身につけたいという欲求が増大しているなかで、学校卒業後における多様な学習機会の拡充が望まれていることもこれからの教育の大きな課題であろう。

## 方向

教育は、一人ひとりの人間の可能性を個性豊かに開花させることによって、社会を築き、新たな文化を担う主体者としての人間形成を促す営みであり、それは人間の出生から始まり、生涯を通じて行われるものである。

幼児、少年、青年にはそれぞれの発達段階に応じた教育の課題と目標があり、また、壮年、老年にとつてもその時期に応じた生きがいの追求や課題がある。教育は、一人ひとりの自主的な学習意欲を基礎に、学校教育をも含めてすべての人



びとに生涯にわたって開かれたものでなければならぬ。生涯学習をこれからの教育の中心にすえ、それにふさわしい学習の内容、方法、制度が整備されなければならぬ。

第一に、学校教育を生涯学習の一環としてとらえ、学校と社会との接続を重視しながら、一層充実したものとすることを必要とする。そのためには、幼児教育の充実をはかるとともに、これに続く学校教育を生涯にわたる学習の基礎を形成する場として、また、自らが学ぶ意欲と態度を身につける場として位置づけることが重要である。児童生徒の発達段階に応じて、小学校、中学校及び高等学校の一貫性を重視しつつ基礎学力の充実と体力の向上をはかり、個性と創造力をのばし、豊かな人間性を養う教育の実現にとめなければならぬ。特に、国民一般に普遍的な教育となっている高等学校教育については、その内容、方法、制度などの諸問題について早急に検討し、真に国民教育に

ふさわしいものとして改善、充実すべきである。

また、心身障害児教育については、子どもたちの豊かな発達と将来の自立をめざして、子どもたちが成長していく基盤である地域とのかかわりを考慮しつつ教育の機会を整備し、内容を充実していく必要がある。

さらに、急増する児童生徒の教育機会を確保するため、小学校、中学校、高等学校の施設を最優先で整備拡充する。

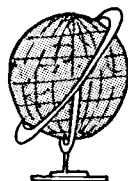
そして今日、われわれが取り組まなければならぬのは、学校教育を過熱し、ゆがめる根源となっている学歴偏重の社会的風潮に対して学校と教育の主体性を回復し、学校が人間形成の場であるという認識を広く県民のなかにとりもどすことである。教育が社会的栄達的手段ではなく、生涯を通じての学習が人間の生きがいと成長の基礎であるという自覚を県民一人ひとりが持つことこそ新しい教育、県神奈川をつくり出すものとなるものである。

第二に、教育を生涯にわたって開かれたものとするため、学校を卒業してからも継続して教育が受けられる機会を用意していかなければならない。現在、若年層を中心に開かれている教育の機会を壮年層、老年層にまで広げ、多様な学習要求にこたえることのできる教育のシステムを整えていくことが必要である。そして、このシステムが新たな知識、技術や生きがいを求める県民の学習の場として生活

のなかに定着し、自ら学習を発展させていく契機となることをめざすものである。

第三に、学校を地域に開かれた教育・文化活動の核として、地域の人びとの生活に結びつけていく方策を充実していかなければならない。また、教育の機能についても家庭、学校、地域社会のそれぞれが重要な役割を担っていることを改めて認識する必要がある。特に、幼児や青少年の人間形成に重要なかわりを持つ家庭と地域社会の教育機能を回復させ、家庭、学校、地域社会が独自の機能を発揮しつつ連携することにより、はじめて真に充実した教育を実現することが可能となる。

## (二) 文化



人間と人間、人間と社会環境、人間と自然との調和が崩れ、人びとの生活のなかから人間的なうらおいが失われようとしている今日、改めて文化のあり方が問われている。

急激な工業化と都市化によって、安定的な地域社会の基盤が崩壊し、地域固有の風土や人びとの連帯意識が失われ、また、伝統的な風俗、芸能などの維持伝承が困難になっている。さらに、情報化時代、大量生産・大量消費時代を迎えて、

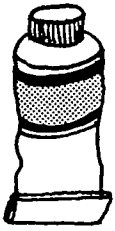
日常生活においても生活様式の画一化が進行するなかで、人びとは一方的な文化の受け手としてとどまっているに過ぎず、文化形成のエネルギーを生かす手だてを見失っている。そして人びとの間に生きがいを追求め、創造と参加の喜びを求め、意欲が高まり、所得水準の上昇や自由時間の増加とあいまって、芸術文化やスポーツ、レクリエーションなどの文化活動への欲求がますます増大しつつある。

また、今後、国際間の平和で緊密な協調関係の維持が強く要請されるなかで、経済交流のみならず、芸術、学術、スポーツなどの文化の面における国際交流が一層重要性を増している。

日常生活や地域社会における文化への新しい芽ばえを大切にし、しっかりと根づかせ、大きく育てていくことが豊かな文化県神奈川を創造するための重要な課題である。

### 方向

文化は人間が長い歴史のなかで形成してきた物質的、精神的な成果のすべてであり、芸術文化はもとより、衣食住の生活様式、都市の景観、社会慣習など幅広い分野を含むものである。また、文化は、われわれの生き方や生活の基本となるものであり、自らつくり出す努力や工夫の



積み重ねによって高められていく。

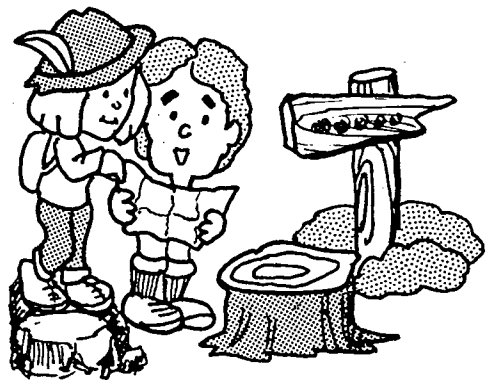
このような文化的視点に立って、もう一度われわれの生活や社会を見直すとともに、人間的なふれあいの輪を広げ、個性的で豊かな文化を創造していかねばならない。

第一は、文化活動の積極的な展開である。うるおいのある豊かな生活を営むため、生活に根ざしたあらゆる領域のなかで、自主的で個性的な創造活動を活発にし、これを豊かなものに育てていく必要がある。

特に、心とからだのバランスのとれた生活をめざして、スポーツ、レクリエーション活動を日常生活のなかに定着させていく必要がある。そして、このような芸術文化やスポーツ、レクリエーションなどの文化活動が個人から地域へと広がり、だれもが自由に参加できるサークル活動や行事として育っていくことが期待される。特に青少年、婦人、老人は、地域におけるさまざまな文化活動の担い手として重視されなければならない。

このような地域における個性的で多様な文化活動の展開が人と人との心のきずなを強め、新しいふるさと神奈川をつくる重要な役割を果たすであろう。

第二は、文化環境の創造である。われわれの生活とこれととりまく自然や社会環境を、心と物の調和をとりもどす観点から見直し、それぞれの地域で特性を生かした文化環境づくりを進める必要がある。



また、豊かな文化に接し、これを楽しむ機会を拡大して、新たな創造の意欲を呼び起こすとともに、県民が生活のなかで、多様な文化活動を展開するために必要な場づくりを含む諸条件の整備を進める。さらに、地域の特色や祖先が築きあげてきた伝統的文化を県民共通の財産として守り、かつ、生活の糧として生かしていく必要がある。

第三は、外国の多様な文化との交流の促進である。われわれは、西欧文化の新风が吹き込む日本の窓としての神奈川の役割を引き継ぎ、芸術、学術、スポーツなど文化の面における国際交流を活性化し、異質な文化との出会いによって新たな文化の創造の芽を育てると同時に、文化交流による人間連帯の輪を世界へと広げていく努力が必要である。

## II 環境の保全と創造をめざして

### 課題

われわれは、人間の繁栄と幸福を物質的な豊かさや生活の利便性に求めてきたが、その反面、人間の生存にとって最も大切な環境への配慮がなごりにされ、環境の汚染と破壊が進行して、自然と人間との調和が損なわれつつある。

特に、高度成長の過程における産業の集積と人口の過密化、無秩序な市街化によって、公害が発生するとともに、自然破壊が進行して、県民をとりまく生活環境は著しく悪化している。

県下各地に立地する工場の生産活動は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの産業公害を引き起こし、また、自動車交通の発達、道路網の拡大は、騒音、振動などの公害、光化学スモッグによる被害を広域化させている。このほか、産業や家庭からの廃棄物を原因とする環境汚染が深刻化している。

環境の悪化は、これらの公害などによる影響だけでなく、自然環境の破壊も大きな要因をなしている。市街地では、緑がすでにわれわれの周囲から姿を消し、周辺地域においても、押し寄せる都市化の波によって平地林、農地などの貴重な緑が失われつつある。さらに、自然度の高い森林地帯まで開発が行われ、山崩れや洪水の誘因となり、水源かん養の機能

にも大きな影響を与えている。

また、海においても、海岸の埋め立てや汚濁した河川の流入によって海洋環境が汚染されている。

このような公害の発生と自然破壊の進行によって、人間の生命と健康がおびやかされ、生活にとって貴重な自然が奪われつつあり、これまでの産業活動や生活のあり方が反省を求められるとともに、後追いの環境対策が見直しを迫られている。

## 方向

自然は、人間の生命をはぐくみ、物質的な生活を支え、心にうるおいを与えてくれる生存の基盤である。われわれは、環境の調節機能を持つ自然の浄化能力や生態系の仕組みを正しく理解し、自然と人間とのかわり合いを根本的に再認識するとともに、人間の社会的、経済的活動が自然との共存のなかで営まれるよう配慮しなければならない。

このような基本的な考え方のもとに、公害の防止と自然環境の保全、回復をはかり、住みよい自然豊かな環境の創造を推し進めていかなければならない。そのためには、県民自らが環境に対する監視者であると同時に、地域社会の担い手として新しい環境の創造に参加することが期待される。

第一は、環境の創造と公害の未然防止である。良好な環境水準を維持し、向上させていくため、科学的な究明に基づい

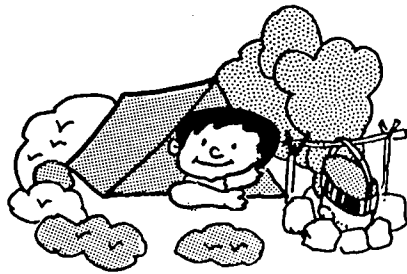
て、自然の微妙な自浄機能を重視した総合的な環境管理システムを確立する必要がある。

まず、地域環境を保全する基本的対策として、地域の環境に与える影響を事前に予測評価する環境アセスメントを実施する必要がある。

さらに、環境の受容能力に基づく汚染物質の総量規制の導入と長期的視野に立った発生源対策が必要である。

次に、環境汚染に対応する体制として、県内自治体はもとより、隣接都県との協力のもとに広域的な環境監視網の充実をはかる。また、行政と民間が協力して公害防止技術の研究調査を進めるとともに、新技術や新製品の性質を事前に評価するテクノロジ・アセスメントを実施して、新たな公害に対する不安を解消する必要がある。

第二は、汚染や資源の浪費から脱却する社会づくりの推進である。産業経済活動から発生する排出物を再資源化、ある



いは内部処理化する技術の開発を促進するとともに、産業廃棄物に対する企業の責任体制を明確にする必要がある。また、家庭生活においても、廃棄物の減少や物の再利用の工夫を行い、県民自らが生活の質の転換をはかることが重要である。

第三は、自然保護の推進である。貴重な生態系としての自然を豊かに保つていくためには、積極的な自然の保全と創造が必要である。

自然度が高く、あるいは優れた自然景観を有する自然保護地域の保全をはかるとともに、生態系の維持に重要な役割を担っている野生動物植物や自然の資源などを保護していかなければならない。

斜面緑地など都市化が進むなかで残存している緑については、手厚い保護が要請されている。また、海岸の自然についても、その役割を十分認識し、保全する必要がある。

自然の機能を損ない、災害の誘因ともなる開発行為については、極力これを抑制し、自然の循環系が破壊されないよう守っていかなければならない。

第四は、環境緑化の推進である。特に都市地域においては、生活の場に自然とのふれあいが失われ、人間生活に果たす緑の役割が重要な意味を持つてきている。美しく住みよい県土を実現するためには、地域社会の担い手としての県民の参加のもとに、環境のなかに緑の拠点づくりを進めていく必要がある。

環境緑化については、地域固有の自然

植生を配慮しつつ、県民自身の周囲から地域へ、さらに全県土へと繰り広げ、緑化を通して自然環境に恵まれた地域社会づくりを進めることが期待される。また、市街化区域内の農地についても、生産緑地として環境に果たす役割を評価する必要がある。

第五は、汚染された環境を回復し、自然豊かな環境を保全するための費用負担の確立である。公害の汚染防除、環境復元、被害救済については、汚染者負担の原則を徹底させることが必要である。また、自然保護についても、自然の保全管理などの費用を自然を利用し享受する側が公平に負担する仕組みが検討されるべきであろう。

## 生活と調和した

### 産業をめざして

#### (一) 商工業

##### 課題

重化学工業を中心とする神奈川の工業は、高度成長の過程のなかで拡大の一端をたどり、工業立地も京浜工業地帯を核として、さらに、内陸部へと拡大していった。そして、工業生産は急激に増大して、製造品出荷額では全国で上位を占め、神奈川の工業はわが国の高度成長を大きく支えてきたが、その反面、高度成長のひずみも顕著に現われている。公害などの環境問題の深刻化、資源・エネルギー

の制約、国際的経済環境の変化などによって、新しい視点に立った産業構造のあり方が重要な課題となっている。

また、神奈川には、自動車、電機などの大企業がある一方で、それに関連した下請け企業をはじめ、卸売業、小売業、各種サービス業などの分野に数多くの中小企業が存在している。

中小企業のなかには、大企業なみの経営水準を持つ企業がある反面、生産技術、販売力、サービス機能などの面で立ち遅れが目立つ企業も多い。低成長経済への移行、公害防止の要請、大規模小売店の進出、発展途上国との競合など、社会経済環境の変化に直面して、多くの中小企業は、きびしい対応を迫られつつある。

## 方向

わが国をとりまく国際的経済環境のなかで、神奈川の産業が発展していくためには、海外諸国との相互依存を前提とした幅広い経済交流を進めるとともに、生活や環境と調和した産業をめざして、地域社会との共存をはかりながら、活力ある産業活動を展開していかなければならない。

第一は、産業構造の転換である。神奈川の産業は、県内に蓄積された知識、技術を最大限に活用することによって、長期的展望のもとに、雇用の安定に留意しつつ、脱公害、省資源・省エネルギーの要請にこたえ、しかも高付加価値の条件を備えた産業構造へ転換することが望ま

れている。

そのためには、研究開発関連企業の集積と企業間あるいは研究施設間などの情報交流をうながし、神奈川の産業全体を知識・技術集約化の方向に移行させていくことが必要である。

また、公害防止技術の開発、生産工程の改善によって脱公害化をはかるとともに、廃棄物の再生利用を含めた省資源・省エネルギー化を進めることが求められている。

今後における産業の成長分野は、製品開発能力やデザイン開発能力をよりどころとする知識労働集約型産業あるいは異質の生産技術の組み合わせによるシステム型産業に求めていく必要がある。

第二は、中小企業の振興である。事業所数で商工業の九十九パーセントを占める中小企業は、地域の経済発展の担い手として産業の各部門において重要な役割を果たしている。

経済環境の激しい変化のなかで、中小企業が自らの機能を充実し、県民の多様なニーズにこたえていくため、経営活動に創意と工夫を重ね、個性ある企業に発展していくことが望まれる。それには、

金融の円滑化、技術・経営情報サービスの強化など、企業の外部環境についても一層の整備がはからなければならない。

特に中小商業においては、需要動向の掌握、消費者サービスの向上、流通コストの低減などにとめるとともに、専門店化、チェーン化、集団化を進め、環境変

化に対応した経営活動を行うことが必要である。

また、中小工業は、優れた人材の養成と確保をはかり、専門分野においてその技術的特色を発揮しうる水準に達することが必要である。

さらに、観光レクリエーションに対する需要が多様化しているなかで、地域の特性を生かしつつ、観光資源の保全、観光関連施設の整備、サービスの改善向上をめざして、県民のニーズに即した観光産業の振興をはかる必要がある。

第三は、企業の社会的責任の明確化である。今日、企業を持つ社会的役割はきわめて大きく、その社会性、公共性が強く求められている。市場原理を基本とする経済体制のもとで、公正で自由な競争の機能を確保するためには、市場機構を支えている制度や政策を見直し、社会的ルールを確立する必要がある。

そのうえに立って、企業は、自由競争のルールを厳正に守りつつ活力ある産業活動を展開するとともに、環境の保全、防災体制の整備などに力を注ぐ必要がある。

る。

また、企業は、地域社会の構成員としての責任と役割を自覚して、積極的にコミュニティづくりに参加し、地域社会と密着した活動を通して文化や福祉の充実に協力することが要請される。

## (二) 農林漁業

わが国は、国内で消費する穀物の約六十パーセントを輸入に依存しており、世界的に人口増加と食糧供給の不均衡の拡大が予測されるなかで、食糧の自給力向上はわが国にとって重要な課題である。

神奈川の農林漁業は、優れた技術と大消費地を擁する立地条件を生かして発展してきたが、急激な工業化、都市化が進行し、また国際情勢が複雑に変化するなかで、さまざまな問題が生じている。

農業については、生産基盤である農地が過去十五年間に半減し、経営面積が狭小化するとともに、労働力の他産業への流出、後継者の減少、地力の低下などが進んで、農産物の県内供給力は著しく低下している。また、野菜に代表される農産物価格の不安定は、県民生活に影響を与え、とともに、農業者の営農意欲を減退させている。

林業については、自然環境の保全、水源のかん養など森林の持つ公益的機能が重視されているが、所得の零細性、山村労働力の減少傾向などから、森林の保育



管理が困難になりつつある。

漁業については、海浜の埋め立て、沿岸海域の汚染などの影響を受け、沿岸漁業が伸び悩んでおり、本県漁業生産量の約三十五パーセントを占める遠洋漁業も、諸外国の漁獲制限により縮少の方向をたどらざるを得ない状況にある。

また、飼料の大半を海外に依存する畜産は、飼料の輸入不安定、価格の高騰などが経営上の問題として深刻化している。

このように農林漁業の、これからの道はきびしいが、農林漁業の問題は食糧問題であると同時に、多様な自然空間を生活空間として生かした地域社会づくりを行うという視点からも、農林漁業者だけでなく、都市住民を含めた全県民が関心と理解を持たなければならぬ重要な問題といえよう。

## 方向

生命力を育て自然の営みを利用した生産を本質とする農林漁業は、食糧を供給する役割と自然環境を守る機能をあわせ持っている。農林漁業者の生活を守り、県民に生鮮食料と緑を安定して供給できる農林漁業を実現していくためには、農林漁業者自身の役割の認識と農林漁業への県民の支持及びこれらを基盤とした行政の総合的な施策の展開が何よりも重要である。

第一は、農林漁業者が安心して働ける生産環境の確保と条件づくりの推進である。生産の基盤である農林地や沿岸漁場

は、これ以上の減少を抑制し、その生産性を高めるとともに、特に市街化の進む地域の優良農用地については、生鮮食料の生産基地として保全していく必要がある。

農林漁業者の経営安定のため、農林漁業の担い手の育成、経営が維持発展できる価格安定制度の充実、生鮮食料を安定供給する流通機構の整備、栽培漁業の推進、飼料の自給率の向上と輸入の安定などをはかることが必要である。また、地方の低下や水産資源の減少をきたす生産のあり方を反省し、自然の循環系を重視した新しい技術の研究開発を促進し、県民の食生活の豊かさとその安全性を確保していかなければならない。

第二は、地域の農林漁業を担う生産者を相互に結ぶ組織づくりを進めることである。地域の特性を生かした農林漁業として発展するためには、専門化した各部門の相互補完あるいは協業化をはかるなど、農林漁業者、団体による自主的な地域計画の策定とその推進が期待される。

また、兼業化が進み、耕作放棄地まで出現している現状のなかで農用地の有効利用と効率的な経営を確立するため、非農業者の新たな参加を含めた経営委任の制度を検討する必要がある。

第三は、農村と都市の相互理解と連帯を強めていくことである。農林漁業の行われている自然空間は、県民にとっても貴重な生活空間の一部であり、これを共有している実感を県民のなかに育ててい



くことが必要である。そして、この自然空間を永続させるためにも、農林漁業を守り発展させていくことが重要であり、農村を単なる都市への奉仕者として位置づけるのではなく、両者の共存、有機的な相互補完の姿をつくり出すことが、根本的に求められなければならない。そのためには、農村と都市のコミュニティを相互に結ぶ各種の方策の検討が必要であり、特に県内で生産された農林水産物は県内で消費する方向が望まれる。

また、森林の持つ公益的機能を評価し、森林の保育管理に要する費用の社会的負担のあり方を県民全体で考えていく必要がある。

## むすび

今日、神奈川が直面している困難な問題を解決し、明るい未来を切り開いていくことは、現代に生きるわれわれが担うべき重大な課題である。

われわれは、二十一世紀を展望するあすの神奈川を創造するために、英知と創造力を結集して、自らの進むべき道を選択し、その第一歩を踏み出していかなければ

なければならない。

県民一人ひとりが神奈川の抱えている課題について共通の認識を持ち、相互に責任を分かち合いながら協働することによって、心がふれあい生きがいにあふれた神奈川を築いていこう。

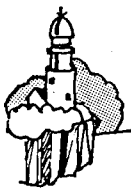
自主性と創造性を生かした活発なコミュニティ活動を通じて、新しいふるさとづくりを展開し、その連帯の輪を地域から地域へ、さらに神奈川全体に広げていこう。

中央から地方への流れを地方から中央への流れに変え、地域から失われつつある個性を再びとりもどし、多様性に満ちた地域の特色を生かして、新しいふるさとと神奈川を築いていこう。

この新神奈川計画が、神奈川の未来を創造するための道標となり、この計画に呼応してさまざまな民間計画がつくられ推進されることを期待する。

この計画の実現に向かって、県は広域自治体としての役割を果たしつつ、県民に身近な行政を推進し、生活者の心がしみ通る脈うつ県政を実現する。

新しいふるさとづくりに県民一人ひとりが参加し、ともに行動することによって、自治と連帯の社会を築き、子や孫に誇れる神奈川を創造しよう。



# 新神奈川計画に 県民皆さんの英知を

神奈川県知事

長洲 一一一

私は、知事就任後初めての県議会で、四年間の県政を担当するに当たつての所信を述べましたが、そのなかで、新しい時代に即応する県政の方向と目標を定めるため、「新神奈川計画」とも呼ぶべき総合計画に取り組みたいと提言しました。

以来、今日まで、総合開発審議会のご意見もいただきながら、策定作業を進めてまいりましたが、このたび、これをとりまとめ、これからの神奈川の指針ともいえる新神奈川計画の「基本構想」(素案)として、県民の皆さんにお届けできるはこびとなりました。

私は、新神奈川計画づくりにおいて、とくに大切なことは、その内容とともに、策定のプロセスにあると考えています。

県政を県民との共同作品にしていく――これが私の基本姿勢であります。このため新神奈川計画についても県民の皆さんに今後の作業に参加していただき、活発なご意見をいただきたいと考えています。

そこで、ご参考までに新神奈川計画に対する私の基本的な考え方を述べてみたいと思います。

ご承知のように、神奈川県では、昭和二十九年の第一次計画以来、昭和四十八年の新総合計画に至るまで、五度にわたつて総合計画が策定されてまいりました。これらの計画はいずれも、それぞれの時代の背景のなかで衆知を集めて策定されてきたものです。し

かし、石油危機を契機として、わが国をとりまく諸情勢は大きく転換し、人びとの価値観やニーズも大きく変化してまいりました。

こうして、いやおうなしに現行の新総合計画の見直しが必要になつたわけでありませう。

私は、この見直しに当たつて、単に客観情勢の変化への対応にとどまらず、計画の概念そのものをも考え直す必要があると思ひます。第一に、これまでの計画は一般に、やや「物中心」に傾斜してはなかつたか。これからは「人中心」の計画へと心がける必要があるのではないか。第二に、環境、資源、エネルギーの有限性といった冷厳な現実をふまえ、二十一世紀を展望する新しい発想に立つて考えることが大切なのではないか。そして第三に、行政システムをはじめ、社会システムを全体的にとらえ、新しい時代にふさわしい県民生活と県行政のあり方を探求していかなければならないのではないかと――ということでもあります。

以上の点から、私は、新神奈川計画を、新しい発想に立つた新しいタイプの計画にしていきたいと考え、新神奈川計画を「社会計画」として性格づけました。

これまでの計画はいわゆる「行政計画」であり、一定の行政目的を設定し

## 新神奈川計画策定の 今後の予定

新神奈川計画の基本構想、基本計画、実施計画の策定作業は、次のように予定しています。

基本構想については、本誌上に掲載した素案をもとに県民の皆さんの参加をお願いすることになっていきます。そのための機会として、県民討論会などを開催するほか、わたしの提案(県の主な機関に用紙があります)などの文章によるご意見もいただきます。

県民討論会は、県のためより、七月号でもお知らせしていますが、

### 【横浜地区】

八月二十七日(日) 午後一時～四時  
県政総合センター・ホール

### 【川崎地区】

十月二十二日(日) 午後一時～四時  
県立川崎労働福祉会館

### 【横須賀・三浦地区】

十月一日(日) 午後一時～四時  
県立横須賀青少年会館

### 【県央・津久井地区】

九月十七日(日) 午後一時～四時  
県高相合同庁舎(相模原)

### 【湘南地区】

十月十五日(日) 午後一時～四時  
県立農業会館(平塚)

### 【足柄上・西湘地区】

九月三日(日) 午後一時～四時  
小田原商工会議所会館

て、これを実現するための施策の体系を組み立てるものでした。もちろん行政計画の重要性はいささかも否定するものではありませんが、計画策定に当たったの視野が、「行政計画」にだけとらわれてしまうと、今日のような大きな時代の転換期のなかで、あすの神奈川を創造するための計画としては、不十分ではないか、と考えるのであります。

新神奈川計画の基本構想は、こうした発想に立つて、二十一世紀を展望する神奈川のあり方を、県民とともに考え、ともに創造していこう、と訴えています。そして、行政の課題だけではなく、県民の課題も含め、経済、社会、文化にわたる広い視野から、神奈川の当面する課題を明らかにし、さまざまな制約要因のなかでいかなる未来を選択する必要があるのかを考えようとしています。

いわゆる経済の高度成長時代に急激に進行した都市化、近代化に伴って、一方では行政と民間との相互依存関係が強まるとともに、他方では相互の責任の範囲がしだいに不明確になってきたようにも思います。したがって、新神奈川計画では行政と民間の役割を明確にすることも必要であります。これは決して行政が責任を回避するものではなく、反対に、責任を積極的に果たし

ていくために必要なことであります。さらに、国と自治体、県と市町村との関係においても、役割の分担と協力関係を明確にしていかなければなりません。つまり、国、県、市町村、住民、企業、各種の団体が相互に補完し、協働体制を確立していく道を明らかにしなければならぬと思います。

新神奈川計画の全体は、基本構想、基本計画、実施計画の三つで構成されます。本誌に掲載された基本構想は、計画全体の魂あるいは理念の部分に当たるものであり、基本計画は、この基本構想を実現するために県のとるべき基本施策の方向と重点を明らかにするものです。さらに、実施計画においては県の重要施策の具体的な実行計画を明らかにします。

もちろんこの三つは、統一的な展望のもとに、相互に整合する有機的な関係をもつものでなければなりません。

そこで、将来を展望するに当たり、行政に科学性を導入するため、また、県民の皆さんに適切な情報を提供するために、現在、システム・ダイナミックスによる神奈川モデルを研究、開発中ですが、その第一段階の作業であるシンボリック・モデルの結果がまとまりましたので、本誌にも掲載しております。それによれば、もし現状のまま推

移するならば、二十一世紀の神奈川は破局的な様相を呈することが、冷厳な数値によってきびしく警告されています。

私は、このような事態を回避するための方策を、新神奈川計画のなかで県民の皆さんと共に考え、削り上げていきたいと強く考えている次第です。

こうした意味からも、新神奈川計画の策定および推進には、県民の皆さんの参加がどうしても必要であり、そのために県では計画の内容を積極的に皆さんにお知らせします。また、県民討論会、わたしの提案制度、各種懇談会など、ご意見をいただく場を数多く用意したいと考えております。もちろん公式の場や制度だけではなく、あらゆる機会を利用して、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

みんなで神奈川の未来のためによい計画をつくる、その根本のエネルギ―は、結局のところ私たちの「神奈川を愛する心」ではないでしょうか。

いいところは守りぬこう、わるいところは素直にみつめよう。よくも、わるくも、わが郷土神奈川であります。「神奈川」が私たちの誇りの言葉となるよう、県民の皆さんが英知と熱情をこめて、この作業に参加して下さいよう重ねてお願いします。

の六地区で開催します。参加の申し込み方法など、詳細は最寄りの各地区行政センター県民課へおたずねください。

また、県の地区行政センター単位に、県政に親しむつどい（地域別会議）も開催し、地域での討論を期待しています。

次に、基本計画については、この県民討論会などで基本構想と合わせてご意見をいただくことにしています。

このための基本計画骨子案は、県総合開発審議会のご意見を踏まえながら、なるべく早い時期に本誌の臨時増刊号で県民の皆さんにご紹介したいと思っております。

基本構想、基本計画については、県民の皆さんの英知と創意を十分盛り込むとともに、日常生活と密接な関係にある市町村の意見なども反映させて、それぞれ最終的な原案にまとめあげ、審議会の審議を経て、策定したいと考えています。

実施計画については、基本計画に引き続き五十二年度中にはできるよう準備をすすめています。



# 神奈川システム

## ダイナミックス

### シンボリック・モデルによる神奈川の二十一世紀像

#### モデル開発のねらい

一九七一年、「地球の有限性」という共通の問題意識をもった人びとの集りであるローマクラブは、世界の人口増加、エネルギー消費、経済成長などが、高い伸びを続けていくならば、地球規模において成長の限界に達するであろうと、全世界に警告を発し、大きな反響を呼びおこした。

このとき、予測に使われた分析手法が、システム・ダイナミックス・モデル(SDモデル)と呼ばれる新しい手法であった。

県では、昨年から、このSDモデルの開発をしてきたが、そのねらいは、第一に、行政を進めるうえでの政策課題の検討や、政策の優先順位を決めたり、さらには、長期展望のもとの施策の展開など、「行政に科学を」導入しようとするものである。第二に、県民参加を積極的に実現するための科学的立場からの情報の提供、あるいは、

県民とともに課題や問題点などを共有することによって、解決策を見いだしていこうとするものである。

#### モデルの前提条件と

#### その結果

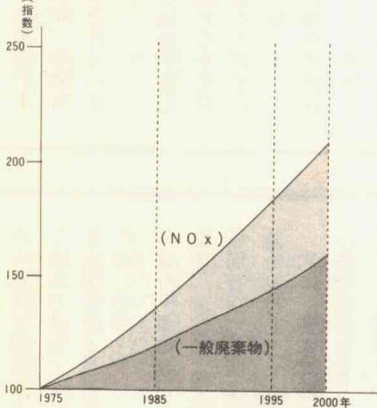
今回開発したシンボリック・モデルでは、今日の地域社会が抱える公害、環境、交通、住宅など、さまざまな問題のなかで、経済成長、産業活動などが、ほぼ現状のまま推移し、さらに、社会システムや科学技術、人びとの生活、行動様式が変化しなかった場合を想定している。

こうした神奈川の二十一世紀像がどのような姿になるかを描き出すことによつて、未来社会に対する警告の意味をもつとともに、解決すべき問題の提起を期待している。

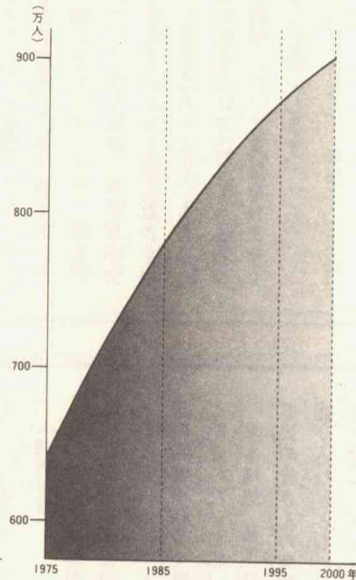
シミュレーション(模擬実験)結果の主要なもの、次に示す図表のとおりとなる。

■窒素酸化物(NOx)  
一般廃棄物の変化■

窒素酸化物(NOx)の排出量は、規制の強化をしないと、生産活動、自動車交通の増大などにより、現在の2倍程度にふえる  
一般廃棄物も人口増加などにより増大を続ける



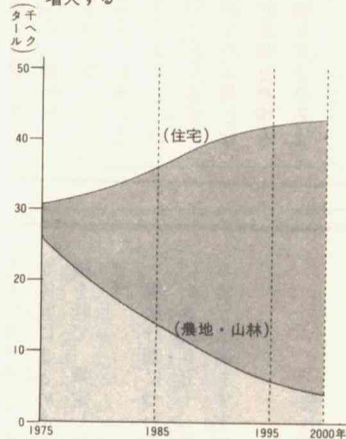
■県人口の変化■



人口は、今後もふえ続け、西暦2000年には、約900万人に達し、現在のおよそ1.4倍になる

■土地利用の変化■

市街化区域内の農地や山林の面積は、積極的な保全策を講じないと大幅に減少し、現在の20パーセント以下になる  
その反面、住宅用地は、1.4倍に増大する

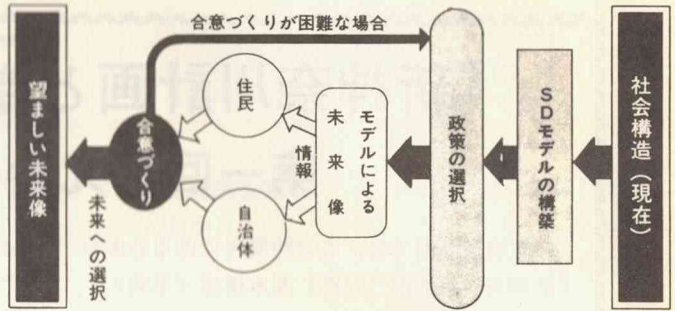




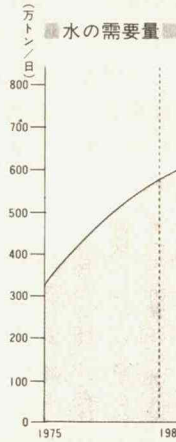
シンボリック・モデルからの主な指標

項目	単位	1975年 (昭和50年)	2000年	説明	明
県人口	万人	640	900		
市街化区域内住宅用地面積	千ヘクタール	31	44		
市街化区域内農地山林面積	千ヘクタール	26	4		
野菜自給率	%	43	20	県内の野菜の消費量に対する生産量の比率を示す	
緑被度	%	27	13	山林の緑被度を100とした場合の比率を示す	
窒素酸化物(NOx)	指数	100	210	現在の排出量を基準にしている	
一般廃棄物	指数	100	160	同上	
鉄道混雑度	%	260	250	横浜・川崎地域を対象にして、混雑時の総輸送定員に対する乗車人員の比率を示す	
道路混雑度	指数	100	130	横浜・川崎地域を対象にしている。現在の交通量を基準とした数値を示す	
工業生産額	兆円	13	45	昭和50年価格	
水需要量	万トン	330	750	1日当たりの必要量を示す	
県立高等学校	クラス数	1,980	5,480	50年5月現在 県立高校90校	
下水道普及率	%	20	76	排水量に対する下水処理率を示す	
歳入総額	千億円	11	41	県と市町村との歳入合計額である。昭和50年価格	
公債費比率	%	8	18	県と市町村との歳入合計額に対する地方債(長期借入れ金)の返済比率を示す	

S・Dモデルの役割

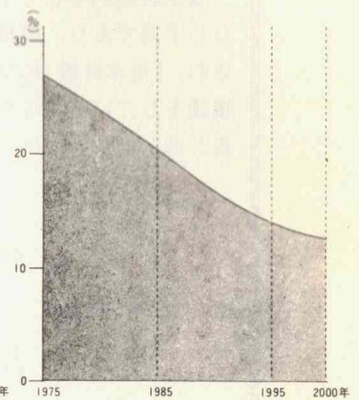


水の需要量



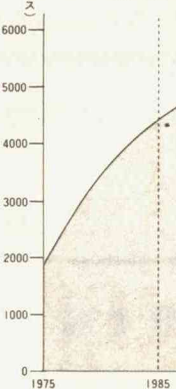
水の需要は、人口の増加や産業活動などに伴い、今後もふえ続け、2000年には、現在に比べ、およそ2.3倍の必要量となる

緑被度の変化



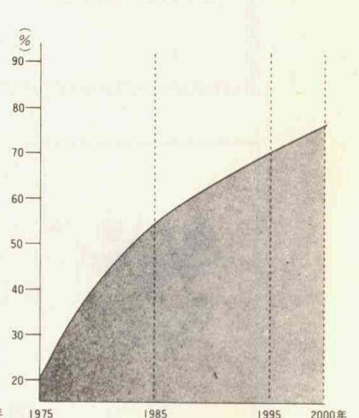
市街化区域内の緑の量を示す緑被度は、農地、山林などの開発に伴い半減する

県立高等学校の整備 (クラス数)



公共施設は、仮に高等学校や生活基盤である下水道の整備に力を入れるとグラフに見るとおり整備が進むが、限られた財源の制約から、ほかの施設の整備がむずかしくなる

下水道の普及率



ある地域や、ある一定の領域をひとつのシステムとしてとらえ、モデル構造を組み立て、コンピュータを使用して、時間とともに変化する動きを明らかにするとともに、政策を変化させた場合のシミュレーションを行うことにより、モデル全体のさまざまな状態を表現することが可能である。

注1 直訳すれば、組織や体系の時間的変化を動的にとらえる指標といえる  
注2 直訳すれば、代表的な指標といえる

システム・ダイナミックス・モデルとは(注1)

シンボリック・モデルとは(注2)

県内の地域を対象にし、地域の人口、産業、土地、交通、公害、公共サービス、財政などの七つの部門からなり、現状の社会がこのまま推移した二十一世紀の地域構造をマクロ的にとらえている。現在引き続いて、県内だけでなく首都圏の影響をも含め、政策実験に活用するためのより精妙な「基本モデル」の開発を進めている。これら二つのモデルを合わせ、「神奈川県システム・ダイナミックス」と呼んでいる。

# 「新神奈川計画と自治を考える」

## 第一回研究会の開催!!

いま神奈川県では、この特集号にあるとおり「新神奈川県計画（仮称）基本構想（素案）」を発表し、20世紀へむけた県民参加の計画づくりをはじめています。

この計画は序章にもあるとおり「基本構想」「基本計画」そして「実施計画」と3層構成になる予定であり、現在は「基本構想」だけが発表され、「基本計画」について県総合開発審議会で審議をしているところです。来年度以後の「実施計画」については「基本計画」にもとづきつ

くられることになっています。

こうした折から、当自治研センターとしてこの計画のもつ今日的な意義づけと、この計画が県民と自治体におよぼす影響について、継続的な研究をすすめようとしているところです。県民討議が8月27日から開始される予定ですが、それにさきだち、第1回の研究会を次のとおり企画しました。会員の皆さんの参加をよびかけます。

1. 日時 8月6日(土) 午後2時から5時まで
2. 会場 神奈川県政総合センター 9階 9A講習室  
(横浜駅西口下車徒歩5分)
3. 名称 第1回「新神奈川計画と自治を考える」研究会
4. 内容 (1) 「新神奈川計画策定の背景と自治体への影響」  
神奈川県企画部次長 宮森 進  
(2) 内容についての質議討論  
(3) 今後の研究会のすすめ方について

※ この研究会についての参加お問い合わせは

自治研センター事務局 045(662)0743 へどうぞ

《第2回目は8月20日(土)午後2時からY M C A横浜会館で開く予定になっています》

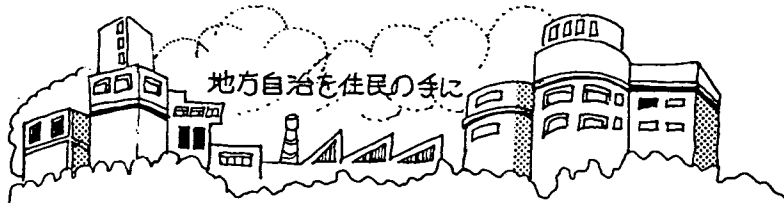


かながわ  
自治研センター

設立記念タイタック 発売中

¥ 300円

学者、研究者、自治体関係者、労働者市民の手によるこの「神奈川県地方自治研究センター」ができました。「地方自治を住民の手に」をあい言葉として、このセンターを発展させる意思をあらわしています。



# 編集後記



## 今月の統計から

第2号の編集にはいったあと、理事会で「新  
神奈川県計画」の研究会を開くことになったた  
め、急拠方針変更。県の資料を増刷りする型とな  
ってしまったので横組から縦組にかわってしま  
いました。ご容赦ください。  
また、研究会も「革新県政だから…」という甘え  
をもたず、さめた目で継続させたいものです。

参議院選挙の結果は「保革逆転」にならず残  
念。都市化の波をうけて多様化する都市住民  
の要求に「革新」の側がどう対応するかが問われ  
ているように思います。「政策のリアリティという  
問題を追求する」ことからはじめていこうではあ  
りませんか。(上林)

第1回の理事会で具体的な研究テーマの話し  
合いがあり、学識経験者の先生からのいろい  
ろご意見が出されました。社会人として3か月ほ  
どの経験ですから個々の内容はよくわかりませんが、  
これから本格的研究がすすめられていくなあとい  
う実感がわいてきました。

自分ひとりの判断で処理をして、あとでやり  
直すという失敗がありました。教えを乞うと  
いう態度に欠けていると反省しています。是非い  
ろいろお教え願います。(桜井)

▽ 卸売物価指数 169.6 (45年=100)  
<基準月5月> 0.1 (前月同比)  
3.4 (前年同月比)

▽ 消費者物価指数 119.0 (50年=100)  
<基準月5月> 0.9 (前月同比)  
9.3 (前年同月比)

▽ 労働力人口<基準月4月>  
就業者総数 5,365万人  
雇 用 者 3,798 “  
完全失業者 106 “

▽ 賃 金<基準月4月>  
全 産 業 164.2千円(定期給与 158.8)  
製 造 工 業 150.2 “ ( “ 147.5)  
卸 小 売 業 152.9 “  
実質賃金指数 78.1 (50年=100)

▽ 国際収支<基準月5月>  
総合収支(IMFベース) 390 (100万ドル)  
外貨準備高 17,251 ( “ )  
輸出総額 6,132 ( “ )  
輸入総額 6,207 ( “ )

1977年7月25日発行

## 自治研かながわ月報 第2号

発行所 神奈川県地方自治研究センター  
発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円  
〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎045(662)0743~4  
振替口座 労働金庫本店 1365-001882 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821, または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

### 会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。

保 管 用